

第 4 次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する 国民からの要望・意見

※ 「関係府省庁」欄は、今後の議論に当たって、当該要望に対する現時点での考え方を作成する府省庁を表す。（「◎」は回答作成の取りまとめに当たる府省庁を示すものであり、「◎」の付された府省庁がないものは建制順である。）

目次

基本方針や推進体制等に関する事項（要望番号 1～18）	P 1
第 1 損害回復・経済的支援等への取組（要望番号 19～94）	P 2～5
総論的な要望・意見（要望番号 19）	P 2
法的支援に関する要望・意見	
・法テラスによる援助（犯罪被害者等支援弁護士制度を除く）（要望番号 20～26）	P 2
・犯罪被害者等支援弁護士制度（要望番号 27～31）	P 2
・その他（要望番号 32～34）	P 2
民法、民事訴訟、民事執行等に関する要望・意見（要望番号 35～43）	P 2～3
刑事施設収容中又は保護観察中の加害者からの損害賠償に関する要望・意見（要望番号 44～48）	P 3
「立替払」に関する要望・意見（要望番号 49）	P 3
犯罪被害給付制度に関する要望・意見（要望番号 50～64）	P 3～4
公費負担制度や保険適用等に関する要望・意見（要望番号 65～74）	P 4
地方公共団体における見舞金制度や生活支援に関する要望・意見（要望番号 75～78）	P 4
学費の援助に関する要望・意見（要望番号 79）	P 4
居住の安定の確保に関する要望・意見（要望番号 80～82）	P 5
雇用の安定の確保に関する要望・意見（要望番号 83～87）	P 5
海外で犯罪被害に遭った方への支援に関する要望・意見（要望番号 88～89）	P 5
日本に住む外国人への支援に関する要望・意見（要望番号 90）	P 5
被害者や民間支援団体への援助のための基金創設や新たな財源確保に関する要望・意見（要望番号 91～94）	P 5
第 2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組（要望番号 95～176）	P 6～10
専門職による心理療法等に関する要望・意見（要望番号 95～103）	P 6
二次的被害の防止に関する要望・意見（要望番号 104～114）	P 6～7
こどもに対する支援に関する要望・意見（要望番号 115～125）	P 7
性犯罪・性暴力被害者に対する支援に関する要望・意見（要望番号 126～141）	P 7～8
自動車事故による重度後遺障害者等への支援に関する要望・意見（要望番号 142～148）	P 8～9
法曹、医療・福祉・心理等の専門職の養成に関する要望・意見（要望番号 149～154）	P 9
被害者の安全の確保に関する要望・意見（要望番号 155～167）	P 9～10
児童虐待に関する要望・意見（要望番号 168～169）	P 10
再犯防止に関する要望・意見（要望番号 170～171）	P 10
精神保健福祉センターに関する要望・意見（要望番号 172）	P 10
その他の本重点課題に係る要望・意見（要望番号 173～176）	P 10

第3 刑事手続への関与拡充の取組（要望番号 177～265）	P 11～15
犯罪捜査、捜査上の配慮等に関する要望・意見（要望番号 177～197）	P 11～12
警察や検察官からの被害者への情報提供に関する要望・意見（要望番号 198～206）	P 12
公判記録の謄写等に関する要望・意見（要望番号 207～216）	P 12
裁判手続への参加等に関する要望・意見（要望番号 217～228）	P 13
刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する要望・意見（要望番号 229～232）	P 13
医療観察制度に関する要望・意見（要望番号 233～254）	P 13～14
その他の本重点課題に係る要望・意見（要望番号 255～265）	P 14～15
第4 支援等のための体制整備への取組（要望番号 266～385）	P 16～23
条例制定等に関する要望・意見（要望番号 266～268）	P 16
地方公共団体や多機関ワンストップサービスに関する要望・意見（要望番号 269～295）	P 16～17
地方公共団体以外の個別の機関・支援関係者ごとの要望・意見（要望番号 296～300）	P 17
専門職の活用に関する要望・意見（要望番号 301～309）	P 17～18
支援者や被害者への情報提供に関する要望・意見（要望番号 310～315） ..	P 18
個別の被害者・被害類型ごとの要望・意見	
・こども（要望番号 316～326）	P 18～19
・性犯罪・性暴力・DV（要望番号 327～338）	P 19～20
・売春（要望番号 339～340）	P 20
・インターネットにおける誹謗中傷等（要望番号 341～342）	P 20
・交通事故被害（要望番号 343）	P 20
・詐欺被害（要望番号 344）	P 20
・犯罪被害者やその家族以外（要望番号 345）	P 20
民間団体等による支援に関する要望・意見（要望番号 346～367）	P 20～21
中長期的な寄り添い支援に関する要望・意見（要望番号 368～370）	P 22
被害直後の支援に関する要望・意見（要望番号 371）	P 22
調査研究・研修の充実に関する要望・意見（要望番号 372～383）	P 22
その他の本重点課題に係る要望・意見（要望番号 384～385）	P 22～23
第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（要望番号 386～399）	P 24
こどもに対する教育に関する要望・意見（要望番号 386～391）	P 24
広報啓発全般に関する要望・意見（要望番号 392～395）	P 24
交通事故の被害に関する要望・意見（要望番号 396～399）	P 24

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する国民からの要望・意見

○ 検討に当たり考慮すべき事項		
要望番号	要望事項	関連する現行施策
1	今回、要望・意見聴取会を土曜日にオンラインで開催していただき感謝。今後も要望・意見聴取会を開催する際には、開催日や開催形式の配慮をお願いしたい。	策定方針
2	基本法において、犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すると規定しているとおり、被害者のための施策は、同情や慈悲に基づくものではない。犯罪被害者等が居住地域や被害の状況によって支援が受けられないことがないように、支援体制を構築するべきである。	基本方針
3	新たな基本計画の策定に当たり、二次被害の防止のための施策を最重要課題の一つとして検討するべきである。	基本方針
4	犯罪被害そのものを防ぐための取組をお願いしたい。	基本方針
5	多様な犯罪被害者等のニーズに対応できるよう、犯罪被害者支援に社会福祉におけるケアマネジメントの概念を取り入れるなど、包括的な支援に向けた取組を一層推進するべきである。	基本方針
6	犯罪被害者や犯罪被害者の家族に対する精神的ケアに関する施策を充実させてほしい。	基本方針
7	各犯罪被害者等それぞれに様々な事情があり、必要となる支援は多岐にわたる。第4次基本計画には様々な支援のための施策が用意されているが、適用条件が厳しく実際には利用できないものも多い。新たな基本計画の検討に当たっては、各施策が被害者にとって使いやすいものであるよう見直すべきである。	基本方針
8	潜在化する被害者に対する取組について、性犯罪を除き、目立った施策は展開されていないと思われる。潜在化している被害は社会の各所に相当数存在と思われることから、組織内におけるセクハラやパワハラまで視野に入れるなど、被害の潜在化防止のための取組を進める必要がある。	基本方針
9	犯罪被害者等の中には、経済的・精神的被害の回復がなされず、現在もなお困難な状況にある方も多い。これらの被害者等が再び安定した生活を取り戻すまで、被害者等に寄り添った途切れのない支援を継続することが重要である。そのため、「刑事事件がおわるまで」などのような期限を区切った支援や見舞金支給などの一時的な支援で終わることがないように、制度設計をするべきである。また、既存の支援のみでは困難な状況が解消されない被害者等に対する新たな制度の創設についても検討に着手すべきである。	基本方針
10	基本計画に、総理大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣等による被害者支援に対する意気込みを記載するべきである。例えば英国の「犯罪被害者支援計画」(Victims Strategy)において、首相と司法大臣の「英国政府は被害者の声を聴いて、犯罪被害者施策を作り、効果的な被害者支援を必ず行う」という言葉が掲載されており、被害者に対する力強い勇気づけとなっている。	基本方針
11	被害者が泣き寝入りすることなく、誰もが沈黙せず声を上げることができる環境、罪を罪であると知ることができる環境の整備のため、制度の周知や犯罪抑止の手段としてSNS等を活用するべきである。	基本方針
12	基本計画に掲載された具体的施策は「再掲」が多くわかりづらい。新たな基本計画の策定に当たっては、その構成(章立ての工夫、「〇〇省においては」などを避けるなど)わかりやすく読みやすい計画にしていきたい。	重点課題
13	第4次計画の施策は280近くもあるが、そのうち、要件さえ充たせば犯罪被害者等でなくとも利用できる制度に関する施策も多くある。それらについては、犯罪被害者も利用できることが周知されれば目的が達成されたといえるため、次期計画にあっては、施策から落としてはどうか。施策の数が多すぎることにより見直しが不十分となったり、本当に重要な施策が新たに盛り込まれなくなってしまうは本末転倒である。また、施策ごとに必要性や緊急性は異なるはずであるので、優先順位を付してはどうか。	重点課題
14	犯罪被害者等のための施策を総合的・継続的かつ強力に推進するためには、警察庁の司令塔機能の強化が図られる必要がある。	推進体制 (1)(2)(3)
15	犯罪被害者等施策を推進するため、被害者支援に特化した組織である「犯罪被害者庁」や犯罪被害者担当大臣を設置してほしい。	推進体制 (1)(2)(3)
16	第4次計画においてはデジタル技術の活用が盛り込まれているが、具体的な進展は見られないように思われる。官民の被害者支援に従事する者やIT/AIに精通する者を交えた検討会を設置するなど、被害者支援におけるDXを推進してほしい。	推進体制 (1)(2)(3)
17	犯罪被害者等施策の推進のため、国、地方公共団体においては、常日頃から被害者等から意見を聴取する体制を構築するなど、当事者の実態や意見を踏まえた施策を実施するべきである。	推進体制 (4)
18	基本計画に盛り込まれた具体的施策について、毎年度、各府省庁に実施状況の報告を求め、検証・評価を行った上で、不十分な取組があれば、指導・改善を求める必要がある。また、定量的評価については、できないことが合理的に示されない限り、全面的に実施されるべきである。	推進体制 (6)(7)

第1 損害回復・経済的支援等への取組			
要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
総論的な要望・意見			
19	「犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。」ことに対し、具体的な対策を講じてほしい。		◎警察庁 法務省
法的支援に関する要望・意見			
法テラスによる援助(犯罪被害者等支援弁護士制度を除く)			
20	法テラスで行っている民事法律扶助制度について、費用償還が免除される対象が生活保護受給者等に限られている。犯罪被害者の負担を軽減するため、原則償還を免除することとするなど、費用償還の在り方について見直しを検討してほしい。	1 209	法務省
21	法テラスで行っている国選被害者参加弁護士制度について、資力要件を撤廃してほしい。		法務省
22	法テラスで行っている国選被害者参加弁護士制度について、複数の共犯者がいる裁判員裁判事件で手続きが分離される場合など一人の弁護士の負担が極めて大きい場合があることから、被害者参加弁護士の複数選任を申請できるようにしてほしい。		法務省
23	法テラスの国選被害者参加弁護士制度を利用する場合の資力要件について、犯罪被害者等給付金が早期に支給されたことにより同制度を利用することができなくなるようなことがないよう、資力認定の時期を事件発生当時とするなど、運用を見直してほしい。		法務省
24	法テラス経由で依頼された弁護士が、通常に受ける案件と比べ損をすることがないよう、手当を増額してほしい。	2	法務省
25	犯罪被害者に二次的被害が生じることのないよう、窓口となる法テラスの職員に対する研修を徹底してほしい。	2 117 203	法務省
26	二次的被害を受けることがないように、法テラスが紹介する精通弁護士や、新たに始まる犯罪被害者等支援弁護士制度に携わる弁護士については、一定の経験があることも要件とするなど、真に被害者弁護に対応する能力のある弁護士となるような制度としてほしい。	2 117 203	法務省
犯罪被害者等支援弁護士制度			
27	犯罪被害者等支援弁護士制度について、次期犯罪被害者等基本計画に記載を盛り込むべきである。		法務省
28	犯罪被害者等支援弁護士制度について、どの被害者でも利用できるように、資力要件を撤廃してほしい。		法務省
29	犯罪被害者等支援弁護士制度について、被害者が利用しやすくなるよう、警察や相談窓口に対しての周知が必要である。		◎法務省 警察庁
30	犯罪被害者等支援弁護士制度について、被害者と弁護士の相性が悪く、被害者の心情理解がうまくいかないなどの問題が生じることもあることから、その運用に当たって、選定弁護士の変更や手続ごとの弁護士の選定ができるようにしてほしい。		法務省
31	犯罪被害者等支援弁護士制度について、同制度に携わる弁護士に対し、犯罪被害者の生の声を聞く研修を複数回設けてほしい。	2	法務省
その他			
32	加害者同様、被害者が365日いつでも対応可能な法律相談のシステムを作ってもらいたい。	2	法務省
33	日本弁護士連合会が行っている犯罪被害者法律援助事業について、資力要件を撤廃してもらいたい。		法務省
34	事件直後、警察から犯罪被害者等に対し弁護士による法律相談の要否が確認され、自治体や弁護士会の出捐による無料法律相談が実施される制度が導入されている都道府県がある。全国を通じてこのような制度を実現してもらいたい。		警察庁
民事、民事訴訟、民事執行等に関する要望・意見			
35	損害賠償に係る民事訴訟について、 ・訴訟提起時や時効更新のための再提訴に印紙代の負担がかかる ・損害賠償命令制度を利用した場合、かえって通常の民事訴訟手続よりも印紙代がかかる場合がある ・損害賠償命令制度を利用したにもかかわらず、加害者の不服申立てで通常の民事訴訟に移行した場合、被害者が手数料を負担させられている など、被害者に費用負担が生じていることから、印紙代を不要とするなど、被害者が負担する費用を軽減する方策を検討してほしい。		法務省

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
36	犯罪被害者の加害者に対する損害賠償債権が判決で確定しても、10年で時効となってしまう、時効を更新するために再提訴するなどの手続が必要である。これについて、費用負担に対する支援のほか、そもそも時効を撤廃することや債務者が受刑中は時効の進行を停止することなど、負担軽減策を検討してほしい。		◎法務省 警察庁
37	民法第713条を改正し、生命身体に対する犯罪による損害賠償については、心神喪失の場合であっても損害賠償債権が生じるようにしてほしい。		法務省
38	法曹従事者に対し、刑事責任能力に疑いがあり不起訴になった場合であっても民事上の賠償責任が認められる場合があることを徹底してほしい。		法務省
39	民事訴訟において、加害者側の不合理・虚偽の主張や加害者・弁護士・保険会社等の言動により、犯罪被害者が二次的被害を受けている。民事訴訟において、犯罪被害者がその尊厳にふさわしい処遇を受けるため、 ①民事訴訟において虚偽の主張をすることを処罰してほしい ②加害者側の弁護士に何らかの行動規範を設けるなど、弁護士のモラル向上のための取組をしてほしい		法務省
40	損害賠償命令制度について、安易に職権移行する例が見られることから、移行できる場合を限定列挙する、法制度の趣旨について広報啓発活動を行うなどの対策をとってもらいたい。	3	法務省
41	加害者による損害賠償の実現のため、債務者財産の開示制度などの現行の民事執行制度が有効に機能しているのかどうか、検証を加えてほしい。その上で、現行制度でもなお不十分であれば、マイナンバーの開示を含め、マイナンバーに紐付いている情報の取得できる制度のほか、損害賠償命令や民事判決の確定と同時に債務者に収入・資産等のマイナンバーへの紐付けを命じ、当該情報に関して被害者側の照会に応じる制度の導入等の法改正を検討してほしい。	12	◎法務省 デジタル庁
42	生命身体に対する犯罪による損害賠償に係る債務名義については、他の債務に優先して被害者への賠償が行われるよう、先取特権を付与してほしい。		法務省
43	加害者名義の口座について、損害賠償のための財産を保全するために、早期に凍結できる仕組みを設けてほしい。		◎法務省 金融庁

刑事施設収容中又は保護観察中の加害者からの損害賠償に関する要望・意見

44	加害者による損害賠償の実現のため、国費が投入される作業報奨金制度の改善の検討よりも、自らの意思と労働によって賠償するための自己契約作業制度の拡充を優先して検討してほしい。	9	法務省
45	加害者による損害賠償の実現のため、保護観察制度を弾力的に活用することを検討してほしい。		法務省
46	刑事施設収容中、作業報奨金等を利用した被害弁償の意思を加害者に確認する仕組みを設けてほしい。	9	法務省
47	刑事施設収容中や出所後に加害者が損害賠償の支払いを申し出る場合の連絡先を加害者に提供する仕組みを設けてほしい。	9	法務省
48	加害者が損害賠償責任を果たすため、賠償のための労役を課す、保護観察期間を追加するなど、賠償責任の不履行に対する刑事罰を科してほしい。		法務省

「立替払」に関する要望・意見

49	被害者が様々な負担をして債務名義を得ても何の実効性もなく、加害者に逃げ得を許している状態にあることから、いわゆる「立替払制度」や新たな補償制度の導入を検討してほしい。		◎警察庁 法務省
----	---	--	-------------

犯罪被害者給付制度に関する要望・意見

50	犯罪被害者等給付金について、更なる給付額の増額を検討してほしい。	13	警察庁
51	犯罪被害者等給付金について、被害直後の医療費の支払や生活費に充てることできるよう、タイムリーに支給してほしい。	13 17	警察庁
52	犯罪被害者等給付金のうち、重傷病給付金について、精神疾患の場合には入院が要件とはならず、3日以上労務に服せないことで足りることが知られていないことから、関係機関・団体に周知してほしい。	13	警察庁
53	犯罪被害給付制度について、性暴力被害者等に対する給付を更に充実させてほしい。	13	警察庁
54	犯罪被害の場所・時期にかかわらず、犯罪被害者等給付金が支給される制度としてほしい。	13	警察庁
55	重傷病給付金の支給期間を延長してほしい。	13	警察庁
56	犯罪被害者等給付金の給付によって国に損害賠償債権が移転するところ、国が持つ各種情報を活用し、より徹底して加害者から回収を行ってほしい。その際、被害者にも通知されれば、被害者の債権回収にも資する。	13	警察庁
57	犯罪被害者等給付金について、逸失利益の考え方を採りいれたり、子を養育するのに親が金銭負担していることを考慮したりするなど、考え方を見直してほしい。	13	警察庁
58	令和6年に行われた犯罪被害給付制度の見直しにより、遺族給付基礎額の算定における加算が新設されたが、加算を受けることができる受給者の範囲を拡大してほしい。	13	警察庁

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
59	犯罪被害者等給付金が不支給・減額となる事由や減額率について見直してほしい。また、親族関係が破綻していたか否かの認定が被害者にとって厳しく、社会通念にあっていないのではないかと。	13	警察庁
60	犯罪被害者等給付金に係るこれまでの見直しについて、見直し前に犯罪被害に遭った方にも適用されるようにしてほしい。	13	警察庁
61	警察が犯罪被害給付制度について被害者に案内しているが、交通事故の場合は一切説明がない。自賠責と調整されることがあるとしても、交通事故が一律に犯罪被害給付制度の対象にならないというわけではないので、制度の説明をしてもらいたい。	13	警察庁
62	犯罪被害給付制度の運用を捜査機関である警察が担っているのは適切ではない。制度を運用する組織を改めるべきである。	13	警察庁
63	RPAの活用、申請事務のオンライン化等のDX施策により、事務の合理化を図るとともに、給付の更なる迅速化を図ってほしい。	13	警察庁
64	シングルマザーが子を養育しているようなケースで、その子が犯罪被害によって亡くなった場合、養育にかかわっていなかった父親も、損害賠償、自賠責、犯罪被害者等給付金等を受け取ることができる。このようなケースにおいては、実際に養育している母親が全額賠償や給付を受けることができるようにしてほしい。		警察庁 法務省 国土交通省
公費負担制度や保険適用等に関する要望・意見			
65	時効等で被害届が受理されない場合や被害届を出さない場合など、警察がかかわらない場合であっても、緊急避妊や性感染症検査を行った場合の費用やカウンセリング費用を公費負担してほしい。		内閣府
66	警察に性犯罪被害を相談したものの、被害届を提出しないこととした場合など、事件化されない場合であっても、警察による公費負担制度が利用できるようにしてほしい。		警察庁
67	現在、警察が性犯罪に係るカウンセリング費用の公費負担制度を運用しているが、警察がかかわらない、男女共同参画センターや民間団体で行っているカウンセリングにも公費負担の対象を広げてほしい。		◎内閣府 厚生労働省
68	性犯罪被害に係る医療費の公費負担制度について配偶者間の性被害についても対象とすることや、カウンセリング費用の公費負担の対象期間を全国一律に3年間とすること、事件の目撃者に対するカウンセリング対象とするなど、現在警察で行っている公費負担制度の拡充を検討してほしい。そのためにも、全国における制度の導入状況を公表してほしい。	14 15 56	警察庁 海上保安庁
69	性犯罪被害の医療費について、一時的に自己負担した後であっても、領収書などがあれば事後的に公費負担してもらいたい。	14 15	警察庁 海上保安庁
70	カウンセリング費用の公費負担制度について、公費負担ができる限り全国同水準で運用されるよう、自治体、関係機関、医療機関等にも広く同制度の周知してほしい。	15	◎警察庁 内閣府 厚生労働省
71	犯罪被害や交通事故で病院を受診した場合、病院側の制度の不理解があり、健康保険が利用できず全額自己負担になる場合があることから、改善してほしい。		厚生労働省
72	犯罪被害者については、事後的な給付制度での負担軽減を図るのではなく、犯罪被害者であり医療費を負担しなくてもいいことを証明する書類を交付し、そもそも病院の窓口での自己負担を要しないような制度としてほしい。		内閣府 警察庁 厚生労働省
73	司法解剖に伴う御遺体の運搬費用及び修復費用について、確実な公費負担がなされているのか検証してほしい。	16	警察庁 海上保安庁
74	犯罪発生から時間が経過してから後遺症が発症し、各種給付制度が利用できないことがあることから、犯罪被害者が病院を受診する場合には、初期診断の段階で全身の画像診断をすることを義務付けてほしい。		厚生労働省
地方公共団体における見舞金制度や生活支援に関する要望・意見			
75	地方公共団体による見舞金制度について、地域間格差を埋めることが必要である。例えば、国が地方自治体に補助を行うなど、地域間格差を是正するための取組を行ってほしい。	17	警察庁
76	地方公共団体の見舞金制度には、重傷病ではなく性犯罪を対象とした見舞金の仕組みを設けるべきである。制度の有無を公表するなどにより、地方公共団体における制度の導入を促してほしい。	17	警察庁
77	国と地方公共団体の役割分担を明確にした上で、国から都道府県への財政的支援の制度を創設し、「支援金」など市町村が行う具体的な日常生活支援が自治体間で格差なく行われるようにしてほしい。	17 30 166	警察庁
78	被害直後の様々な生活上の困難があるほか、犯罪被害によって生じる経済的負担は長期化するケースもあり、既存の給付金・見舞金制度や公費負担制度では、日常の細かな生活に対する支援が十分ではない。被害後の生活支援に対する取組を進めるべきである。	30	◎警察庁 厚生労働省
学費の援助に関する要望・意見			
79	犯罪被害者や遺族となった子供に対しては、学費の援助ができる制度を設けてほしい。		文部科学省

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
居住の安定の確保に関する要望・意見			
80	公営住宅への優先入居を図ることとされているが、入居までに時間がかかるなど、被害者のニーズに沿った運用がなされておらず、機能しているとは言い難い。制度を改善するべきであり、また、そのために制度の内容や利用実績について国で調査・公表したり、制度や運用のモデルを国から示すなどの取組を行ってほしい。	20 21 22 23 24	国土交通省
81	公営住宅への優先入居制度では、被害者のニーズに沿ったタイムリーな転居ができないことから、一部の自治体で導入されている転居費用の助成について、全国の自治体で導入されるよう働きかけてほしい。	30	警察庁
82	若年女性向けのシェルター、男性の性犯罪被害者向けのシェルター、性的マイノリティ向けのシェルターについて、整備を促進してほしい。また、シェルターの利用要件について、使い勝手が良いものとなるよう改善してほしい。	25 90	内閣府 こども家庭庁 厚生労働省
雇用の安定の確保に関する要望・意見			
83	犯罪被害に遭ったことを職場に言うことができず、心理的な不安定から退職を余儀なくされるなど、犯罪被害によって雇用を失うことがあることから、被害者や遺族が雇用を失わずに済んだり、仕事を失った被害者や遺族が再び就職できるように支援する取組を充実・強化してほしい。		厚生労働省
84	被害者も被害者参加制度を利用したり裁判を傍聴したりすることがあるところ、ハローワークで失業の認定を受ける日と裁判日が重なった場合、裁判への参加・傍聴をするため、失業の認定を受ける日を変更することを認めてほしい。	34	厚生労働省
85	ハローワークには刑余者窓口があるが、被害者窓口はない。被害者窓口を設けたり、被害者に優先的に職をあっせんするなど、被害者の雇用の確保についての取組を強化してもらいたい。	34 36	厚生労働省
86	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度について導入を促進するため、まずは国が率先して制度を導入するべきである。国家公務員の休暇制度に、当該休暇制度を導入してほしい。	37	人事院
87	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度について、導入を義務化したり、導入の促進に向けた周知・啓発をしたりしてほしい。	37	厚生労働省
海外で犯罪被害に遭った方への支援に関する要望・意見			
88	海外での犯罪被害者等に対する支援に力を入れるべきである。	19	警察庁 外務省
89	国外犯罪被害者慰金等支給制度についても、犯罪被害給付制度とのバランスに配慮し、給付額を見直してほしい。	19	警察庁
日本に住む外国人への支援に関する要望・意見			
90	日本に住む外国人が犯罪被害に遭った場合の支援を充実させてほしい。		警察庁
被害者や民間支援団体への援助のための基金創設や新たな財源確保に関する要望・意見			
91	被害直後の支援金の交付などを目的として、犯罪被害者基金を設立してほしい。		警察庁
92	振り込め詐欺の被害者に被害回復分配金として支払われなかった預保納付金を被害者等の支援の充実のために支出するものとし、被害者等のこどもに対する奨学金及び民間団体への助成に活用されているが、必ずしも犯罪利用預金口座に残された銀行預金に限られる必要はなく、現金や有価証券、貴金属等であっても直接の被害者の回復に充てることができる場合には、被害者支援に活用することが検討されることは不当ではないと考える。また、犯行形態等に関しても、明らかに詐欺その他の人の財産を擬する罪の犯罪行為の結果として犯罪者側の預金口座に残されたものと立証できる預貯金であればその対象に含めても問題はないものと考えられる。さらに、直接の被害者のない犯罪、例えば薬物・銃器犯罪等の不正収益も、被害者支援のために活用されることも検討されてよいのではないかと。	18	◎警察庁 金融庁 法務省
93	「預保納付金」の納付作業を行う金融機関では、金融詐欺被害が増加する中、「振り込め詐欺救済法」に基づく、口座凍結事務、公告事務、被害回復分配事務に割く人的労力や預保へ支払う公告費用等は年々大きな負担となっているため、納付に伴う公告関連事務の見直し(簡素化)や、費用負担の軽減を検討してほしい。	244	◎金融庁 財務省 警察庁
94	例えば、IRが現実化した場合にはいわゆる「カジノ」の収益金の一部を被害者支援に充てるなど、更なる民間被害者支援団体への助成のための新たな財源確保のための努力を期待する。		◎警察庁 カジノ管理委員会 IR推進本部

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
専門職による心理療法等に関する要望・意見			
95	各都道府県警察のカウンセリング体制の格差を解消してほしい。	15 56	警察庁
96	診療報酬の心理支援加算について、①30分以上の心理支援について、月2回を限度とするとの要件について、心理療法の実態を踏まえて見直すこと、②PTSD症状や解離症状は認められなくても、被害後発症のうつ病・うつ状態、重度の睡眠障害、アルコールや物質関連障害等といった方にも心理支援加算が認められるよう対象を拡大すること、③犯罪被害者の診療については更に特別の加算制度を設けること、④「児童思春期支援指導加算」を参考に子供の犯罪被害者に対する診療について特別の加算制度を設けることなど、更なる見直しを検討してほしい。		厚生労働省
97	現行基本計画の施策番号38(「PTSD対策専門研修」の内容の充実等)について、研修の実施対象として公認心理師を明記してほしい。	38	厚生労働省
98	PTSD対策専門研修の受講対象者について、所属機関等の推薦を必要とせず、希望者は広く参加することができるようにしてほしい。	38	厚生労働省
99	PTSD対策専門研修を受講しても、受講ただけで終わってしまっており、被害者支援の現場に受講者が活用されていない状況にある。受講者に犯罪被害者の支援現場で活躍してもらうための仕組みを設けてほしい。	38	厚生労働省
100	「PTSD対策専門研修」について、①治療に関する講義以外に、犯罪被害者を支える制度・サービスや支援組織についても盛り込み、医療現場以外での実際の支援がイメージできるようにすること、②デジタル性暴力についても研修をすること、③犯罪・性犯罪被害者コースについては、2日以上研修とすること、④研修機会を年複数回設けることなど、内容を充実させてほしい。	38	厚生労働省
101	PTSDを治療することができる医師や心理職を育成することが必要であり、また、PTSD等の治療に対応できる医療機関の数を増やすことが必要である。そのための施策を講じてほしい。	38 39 41	厚生労働省
102	性暴力被害に遭った方が医療情報ネット(ナビィ)を用いて検索した際、婦人科系の医療機関だけではなく、トラウマやPTSDの臨床ができる精神科病院や臨床心理士のカウンセリングルームにもたどり着けるように、検索性を高めてほしい。	38 39 41	厚生労働省
103	ワンストップ支援センター及び都道府県警察には、心理療法ができる専門職の配置を必須としてほしい。	56 59 172	内閣府 警察庁
二次的被害の防止に関する要望・意見			
104	専門的な支援を行う医療職・心理職の養成だけでなく、被害者の支援に携わる捜査機関・行政機関の職員や民間支援団体の職員等に対して、被害者に接する際の基本的な素養として、トラウマインフォームドケアに関する継続的な研修を行ってほしい。	106～119	◎警察庁 内閣府 こども家庭庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 海上保安庁
105	医療従事者の言動による二次被害を生じさせないため、犯罪被害者の心理・支援等に関する医学教育を充実・強化してほしい。	41	文部科学省 厚生労働省
106	国や地方公共団体の職員は、男性サイバーに対する理解と性暴力サイバーへの2次加害についての理解を深めるべきである。	106 107 171	内閣府 警察庁
107	被害者接遇、鑑識活動等の場面における犯罪被害者等への警察官の対応について、言葉遣いが乱雑であったり、対応が十分でなかったりすることがあることから、研修を更に徹底してほしい。また、全ての警察官に男性を含む性暴力被害者への対応についての研修を行ってほしい。	107 108 110	警察庁
108	犯罪被害者等と接する検察官について、犯罪被害者の心情に配慮した面接の方法について更なる研修を行う必要があると思われることから、研修の内容を工夫してほしい。	112 113 114 115 116 148 235 236	法務省

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
109	警察や検察が性犯罪被害者から事情聴取等を行う場合、被害者の心理的負担を軽減するため、ワンストップ支援センター等の支援員の同席をより積極的に推奨してほしい。	120	内閣府 警察庁 法務省
110	被害者支援センターの犯罪被害者支援員のための傍聴席確保が認められない例がある。傍聴に伴う被害者等の精神的な負担や心情を軽減するために同席する必要があるほか、被害者自身が傍聴しない場合でもカウンセリングや支援活動を実施する上で犯罪被害者支援員による傍聴が必要であることについて、裁判官の理解を促進してほしい。	122	法務省
111	裁判所において、複数の被害者が同じ待合室で待つということがあることから、特に性犯罪被害の場合に被害者が他の被害者等を顔を合わせることがないようにする措置を講じてほしい。		法務省
112	検察官に対する児童及び女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修について、「内容の一層の充実を図る」ではなく、「内容を一層充実させる。」に修正されたい。	149	法務省
こどもに対する支援に関する要望・意見			
113	子供の被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成として、「思春期精神保健研修」を実施するとの施策が行われているが、「子供のトラウマ」に関する研修が不足していることから、これを特化して学ぶことができる研修等を新たに設け、幼児から思春期に至る発達段階にある子供へのトラウマ支援を充実させてほしい。	47	厚生労働省
114	児童虐待等の被害児童支援として、こども家庭ソーシャルワーカーを積極的に活用していく必要があり、児童相談所及び市町村こども家庭センター等への配置を進めてほしい。	48 92	こども家庭庁
115	少年の性被害について性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談も増えていることから、現行計画の施策番号52中「学校と児童相談所等の被害少年等の保護に資する関係機関」にはワンストップ支援センターを含めることとしてほしい。	52	◎内閣府 こども家庭庁 文部科学省
116	被害少年に対する支援を充実したものとするには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するだけでは十分ではなく、トラウマ被害等に関する適切な知識をもって相談に当たることが必要であることから、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対してトラウマ被害やこれへの対応等についての研修を実施することとしてほしい。	53 54	文部科学省
117	被害少年等に対する相談体制を充実させるため、現行基本計画の施策番号53・54について、「実現を目指す」「充実を図る」「充実を図るよう促す」という表現ではなく、「実現する」「充実させる」「充実させる」といった表現に計画を改めてほしい。	53 54	文部科学省
118	教育関係者に犯罪事件被害者が置かれた状況、犯罪被害が与える影響等についての認識を深めてもらう必要があることから、具体的なケースを使った研修の実施や、「命の大切さを学ぶ教室」に学校関係者も参加することなど、具体的な施策を基本計画に盛り込んでほしい。	53 54 256	◎文部科学省 警察庁
119	スクールソーシャルワーカーの配置が進み、市町村にも配置されるようになっているが、いまだに都道府県の教育事務所にのみ配置している例もあることから、スクールソーシャルワーカーの市町村への配置を進めてもらいたい。	53 211 237	文部科学省
120	スクールソーシャルワーカーによる被害少年への支援を更に充実させるために、スクールソーシャルワーカーの正規雇用化を進めてほしい。	53 211 237	文部科学省
121	未成年者が犯罪被害にあった場合、保護者に連絡するか否かについては、被害者本人の意向を尊重してほしい。	109	警察庁
122	被害児童からの代表者聴取に当たって、公認心理師・臨床心理士が関与するようにしてほしい。	121	◎法務省 警察庁 こども家庭庁
123	司法面接について、早期に実施するようにしてほしい。また、性被害を受けた子供への対応について、二次的被害防止の観点から、被害児童に対する対応全般を充実させてほしい。	121	◎法務省 警察庁 こども家庭庁
性犯罪・性暴力被害者に対する支援に関する要望・意見			
124	都道府県と政令指定都市の性暴力被害者支援センター、都道府県警察、都道府県と政令指定都市の精神保健福祉センター、都道府県と政令指定都市の男女共同参画センターでは、男性サバイバーの個人カウンセリングと男性サバイバーのグループセラピーを行なってほしい。	42 56 63 176	内閣府 警察庁 厚生労働省
125	緊急避妊薬を市販で買えるようにしてほしい。また、その場合、どこで緊急避妊薬を手に入れることができるかなどについてもきめ細かに情報提供できるようにしてほしい。	57 177	厚生労働省
126	迅速な緊急避妊を行うため、病院に緊急避妊薬を常備してほしい。		◎厚生労働省 こども家庭庁

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
127	犯罪被害者が医療機関を受診した場合に適切な対応ができるよう、医療機関において関係職能団体と連携をとり、①被害者への適切なメンタルケアの実施②性犯罪に係る各種検査キットの備蓄をするようにしてほしい。		厚生労働省 内閣府
128	ワンストップ支援センターの役割や業務について、刑事部門だけではなく、生活安全部門の警察官にも周知してほしい。	59 60 107	警察庁
129	ワンストップ支援センターの職員の質を確保するため、例えば①センターの支援員を国家資格にする、②センターの支援員が果たすべき役割についてのガイドラインを作成する、③質の担保された外部団体による研修を受講させる、④支援員の質が確保されているワンストップ支援センターであることを外部団体が認定する仕組みを設ける、など具体的な取組を進めてほしい。	59 172	内閣府
130	ワンストップ支援センターによる直接支援の実績が低調であることから、専門職の配置、財政的支援の強化等により、より多くの被害者に対して直接支援ができるようにする必要があるほか、都道府県間での差異もできる限り少なくするべきである。	59 172	内閣府
131	ワンストップ支援センターが相談を受けた内容について、警察に情報提供の際の手続きについてマニュアル化を行い、被害者のプライバシーが守られるようにする必要があるのではないか。	59 172	◎内閣府 警察庁
132	医師の残業規制により、病院拠点型のワンストップ支援センターの運営の見通しが立たなくなりつつあることから、費用補助を行うなど、引き続きワンストップ支援センターが適切に運用されるよう施策を講じてほしい。	59 172	内閣府
133	ワンストップ支援センターが被害者支援に効果的に機能しているのか検証することが必要ではないか。	59 172	内閣府
134	ワンストップ支援センターはセンシティブな個人情報を取り扱うにもかかわらず、守秘義務についてあいまいな取扱いがなされていることから、制度整備を検討したり、一定の守秘義務が課されている公安委員会指定の早期援助団体との統合を検討するべきではないか。	59 172	◎内閣府 警察庁
135	ワンストップ支援センターにおいて、男性の性暴力被害者の面接相談をほとんど受けていない。男性の性暴力被害者からの相談を断ってはならないことを明文化するなど、男性性暴力被害者に対する支援の充実を図るべきである。	63 176	内閣府
136	警察とワンストップ支援センターの連携について、次の点について検討してほしい。 ①捜査の過程でセンターの職員から被害者の相談状況を聴取したり、裁判への出廷が求められたりするところ、ワンストップ支援センターの支援員の負担になっており、できるだけ負担を軽減してほしい。 ②警察が被害者から事情聴取をしたり、実況見分をしたりする際に、被害者の心理的負担を軽減するため、ワンストップ支援センターの支援員の同席を認めてほしい。 ③交番の警察官や当直の警察官も含め、犯罪被害に関する相談を受けた全ての警察官が相談者にワンストップ支援センターを案内できるようにしてほしい。		◎警察庁 ◎法務省 内閣府
137	性暴力被害関連の予算をさらに増やしてほしい。		内閣府
138	性犯罪の被害者は女性だけではなく、男性被害者も増加している。そのため、男性の公認心理師を増やしていくなど、男性の性犯罪被害者に対応するための公認心理師の養成を行うべきではないか。	66	◎厚生労働省 文部科学省
139	犯罪被害者等と接する法曹関係者は、二次的被害等を与えることを防ぐなどのため、被害者心理についても知識をもって接することが望まれることから、法科大学院において、犯罪被害者等の心理状態についての教育を行ってほしい。	68	文部科学省
140	性犯罪被害を繰り返させないためには、性暴力加害者の住所地の登録や治療の推進に取り組むことが必要であることから、検討してほしい。	102 157	警察庁 法務省 厚生労働省
141	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや被害者支援センターにおいて、障がいの有無に関わらず、アクセスできる環境の確保をしてほしい。 メールやSNSでの相談を実施しているセンターや、障がい当事者を相談員として採用しているセンターの事例の共有、センターのスタッフに対する研修を実施してほしい。	59	内閣府 警察庁
自動車事故による重度後遺障害者等への支援に関する要望・意見			
142	交通事故被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように以下の点について検討してほしい。①初期診断に当たっての全身検査の重要性を指導徹底すること、②外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症などの発症の可能性のある全ての場合にMRIなどの画像診断記録を義務づけるなど制度整備を図ること、③事故による流産もしくは帝王切開術に対する補償、およびその結果発生する後遺障害に対する補償についても給付水準を抜本的に改善すること、④経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度整備を進めること。	45	①②厚生労働省 ③④警察庁 国土交通省
143	自動車事故による重度後遺障害を負った方をナスバが実施している支援につなげるために、交通事故被害者と関わる関係機関にナスバや療護施設の存在を周知してもらいたい。	45	国土交通省
144	障害を抱えた交通事故被害者を年老いた親が介護しているような事例も多くあるところ、交通事故被害者に特化し、親を亡くし介護者が不在となった交通事故被害者を支援する仕組みを設けてほしい。	45	◎国土交通省 厚生労働省

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
145	交通事故により重篤な行為障害を負った方に対する支援を充実させるべく、ナスバによる療護施設の整備を更に進めるほか、自宅介護になった場合の訪問介護に要する費用を補助するなど、ナスバの被害者援護業務の更なる充実強化を図ってほしい。	45	国土交通省
146	ナスバによる重度後遺障害者等に対する支援を充実強化させるべく、①脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を被害者保護の観点から重大な後遺症として積極的に認定する制度改善を進めること、②これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること、③高次脳機能障害及び重度脊髄損傷の介護料支給対象を診断書による判断として拡大すること、④遷延性意識障害者を介護する療護センターの充実をはかること、⑤高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実、及び後遺障害者が受傷から社会復帰まで一つの施設で一貫した支援が受けられる体制を整備すること、について検討してほしい。	45	①③④⑤国土交通省 ②国土交通省 厚生労働省
147	交通事故被害者が抱える高次脳機能障害については、障害が第三者から見えずらく、人によって抱える問題が異なることから、社会生活を営むに当たって当事者の苦勞がある。こうした生きづらさを解消するべく、高次脳機能障害について周知し、障害者支援を更に充実したものとしてほしい。	45 46	◎厚生労働省 国土交通省
148	交通事故後遺障害者とその家族に対する成年後見制度利用に関する相談窓口を設置するなどの適切な対応をしてほしい。	202	◎厚生労働省 法務省

法曹、医療・福祉・心理等の専門職の養成に関する要望・意見

149	現行計画の施策番号64から67の「(21)「犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等」の項目について、 ①施策番号64に、各都道府県の「公認心理師協会」の名称を追加してほしい。 ②施策番号64から66までについて、「実施の促進」とどまらず、「実施する」などの表現に改めてほしい。	64 65 66	警察庁 文部科学省 厚生労働省
150	施策番号64から66までにおいて、各種職能団体に働きかけて犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成のため研修の実施を促進することとされているところ、各職能団体が行う研修に対して財政的な補助を検討してほしい。	64 65 66	◎警察庁 厚生労働省 文部科学省
151	臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、公認心理師といった各専門職の養成に当たっては、その養成課程において被害者支援について学ぶことが重要であることから、司法領域の専門知識として被害者支援に関する科目の比重を増やしたり、試験の出題範囲を見直すなどにより、教育を充実させてほしい。特に、司法領域の専門知識に関しては、加害者支援に偏重した取扱いがなされており、これと同程度に被害者支援についても盛り込まれるべきである。	41 64 65 66	◎厚生労働省 文部科学省
152	法曹教育は、加害者寄りの知見に偏り過ぎているのではないかと。司法試験の科目、司法修習中の研修等、法曹教育の中で犯罪被害者支援について学ばせる機会をより設けてほしい。		法務省
153	犯罪被害者支援に精通した弁護士は少なく、地域的な偏在があると思われることから、弁護士会等による研修等を充実させるべきである。また、司法修習等の中でも被害者支援について学ばせる機会を設けるべきである。これらについては、定量的な評価も行うべきである。	117	法務省

被害者の安全の確保に関する要望・意見

154	犯罪被害者等が加害者に民事訴訟を提起した場合、犯罪被害者等の職場や所得の状況など、個人情報加害者側に伝わってしまうことから、これらの情報が加害者に伝わることを防ぐよう、制度を見直してほしい。	83	法務省
155	共同親権制度の導入によって、DV加害者(別居親)がDV被害者(同居親)の情報を取得しようとするなど、DV被害者の安全が脅かされる懸念があることから、引き続き、DV被害者の安全を確保するための措置を講じてほしい。	86 87 88	内閣府 総務省 法務省 厚生労働省 国土交通省
156	被害者が報道に関わりたい、コメントを出したいという場合もあることから、警察が被害者に報道対応について説明する場合には、メリット・デメリットを説明し、当事者の決定を促すようにしてほしい。	89 274	警察庁
157	警察から報道機関への報道発表の内容について、被害者の同意を得て公表したり、報道発表の基準を設けたり、報道発表内容を被害者に伝達するなど、被害者保護のために報道発表の在り方を見直してほしい。また、報道機関に対し、被害者の周辺(近所・友人等)に対する取材を自粛するように警察から要請してほしい。	89 274	警察庁
158	報道機関が被害者の個人情報を報道する場合に、被害者の同意がなければ報道することができないように被害者保護のための法規制を設けてほしい。	89 274	警察庁
159	DV・ストーカー被害のエスカレートから被害者を保護するために、加害者に何らかの規制を加えてほしい。	105 192	内閣府 警察庁 法務省
160	ストーカー行為等の規制等に関する法律におけるストーカー行為等をした者に対する罰則の法定刑を上げてほしい。	105 192	警察庁
161	犯罪被害者が氏名を覚えられたり、特定されたりすることで報復を受けるなどのおそれがあるが、氏名の変更の申立てが容易に認められない状況にある。被害者が安心して生活できるようにするため、氏名変更を柔軟に認めるよう、制度や運用を改めてほしい。	105	法務省

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係省庁
162	「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」により、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去が可能となったが、起訴・不起訴にかかわらず、確実に削除の措置を講じてほしい。		法務省
163	仮釈放における意見等聴取制度において、仮釈放の理由を明確に被害者等に伝えるとともに、保護観察中に被害者等の近くに帰住させない等の配慮をしてほしい。	161	法務省
164	元配偶者による実子の連れ去りについて、①一律に家庭内の問題として刑事事件にならないとするのではなく、事案に応じて誘拐罪を適用してほしい。②警察における相談対応においても、一律に夫婦間の問題として門前払いすることがないようにしてほしい。		①法務省 ②警察庁
165	DV被害者等が子どもを連れて避難・別居した事案に関しては、警察庁は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について(通達)」(令和6年3月1日付け警察庁丙人少発第13号)に基づき対応するよう都道府県警察を指導するとともに、積極的な広報等を行ってほしい。	78 105 180	警察庁
166	裁判官による犯罪被害者遺族に対する非行は決して許されないことであり、今後裁判官はこの種の行為を決して行わない旨の声明文を最高裁判所から出してほしい。		法務省
児童虐待に関する要望・意見			
167	各種施設内で発生した虐待事案を潜在化させないよう、通報者保護のための仕組みを設けることや行政の調査権を強化することを検討してほしい。また、施設内で虐待を受けた者が別の施設への入居を希望する場合、地方公共団体が入居に関する便宜を図ることとしてほしい。	92	こども家庭庁 厚生労働省
168	「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」で行われている児童の死亡事例等の検証について、検証結果の報告にある提言を踏まえた具体的な対策がとられるようにするべきであることから、基本計画の書き振りを「死亡事例等の検証を実施する」にとどめず、「検証の結果を踏まえて必要な対策を講じる」など対策の具体的実行に向けた記載に改めてほしい。	99	こども家庭庁
再犯防止に関する要望・意見			
169	再犯の防止は被害者支援にも資すると考えられるが、加害者の反省・更生を促すために、被害者の置かれた状況や自身の行為の罪深さを自覚させるための矯正教育に取り組んでほしい。また、加害少年、その家族に対する教育等や加害者相談窓口の設置など、再犯防止の取組を進めてほしい。	101 102 104	法務省
170	保護観察中の少年による再犯を防止するためには、保護観察官と保護司がより明確な方針を立てて、協働して加害少年に対応することが必要である。	104	法務省
精神保健福祉センターに関する要望・意見			
171	精神保健福祉センターが犯罪被害者支援においてより機能を果たすようにするべきであり、補助金の助成や研修の充実など、より具体的な取組を行ってほしい。	42	厚生労働省
その他の本重点課題に係る要望・意見			
172	交通事故により障害を負った方に対する成年後見制度の運用に当たっては、本人の意思や障害特性を踏まえた対応や本人のための財産管理が適切に行われる必要がある。判断能力が回復することもあるなどの高次脳機能障害の特性を踏まえた対応や、本人や家族の意向を踏まえた対応をとってほしい。	46	法務省 厚生労働省
173	専門職後見人の職務・報酬の適正化を図ることが必要であり、本人の為の後見業務を行わない専門職後見人が速やかに解任、交代されることや高額な報酬が見直されることを望む。		法務省
174	もともと障害をもって生まれた方が受けられる福祉サービスと中途障害を負った方が受けられる福祉サービスに違いがあるので、解消してほしい。		厚生労働省
175	現行計画の施策番号107、109及び123について、「努める」という努力目標ではなく、「行う」などに記載を改めるべきである。	107 109 123	警察庁
176	現行計画の施策番号112、113及び122について、「努める」という努力目標ではなく、「行う」などに記載を改めるべきである。	112 113 122 235	法務省

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する国民からの要望・意見

第3 刑事手続への関与拡充への取組			
要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
犯罪捜査、捜査上の配慮等に関する要望・意見			
177	①性暴力被害者からの被害届の受理について、基準を設け、確実に受理することとしてほしい。 ②また、対応に苦情があるときは、独立した機関に苦情を申立てることができるようにしてほしい。	125	警察庁
178	SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害の届出に対して、十分に対応してもらえなかったと感じる被害者がいる。被害者の精神的な痛手に配慮して被害者が安心できるような対応を行ってほしい。	125	警察庁
179	SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害に関する被害者の家族からの相談に対し、「被害者自身が詐欺と認めない限り対応できない」と応対するのではなく、家族の大切な財産を渡さないために被害者の送金行為を阻止するための措置を講ずるべきである。	125	◎警察庁 金融庁
180	増加しているSNSやネットによる誹謗中傷について、ログの期限切れを避けるためにも、まずは被害の届出を受けることから始めてほしい。	125 126	警察庁
181	SNSやネットによる誹謗中傷について、当事者からの相談、被害届などを端緒としつつ、非親告罪である信用毀損罪・偽計業務妨害罪等で積極的に捜査を行うべきである。親告罪である名誉毀損罪・侮辱罪についても、書面での告訴受理にこだわらず、口頭・調書での告訴受理を積極的に行うなど被害者の負担軽減を図るべきであり、また、捜査機関から積極的に被害者に告訴することを働きかけるべきである。	125 126	警察庁 法務省
182	告訴・告発については、被害者が必死の思いで提出していることも踏まえ、丁寧に対応してほしい。受理できない場合には、理由を丁寧に説明し、形式的不備がある場合には、それを理由に不受理とせず修正点を指摘して再提出を促してほしい。	126	警察庁 法務省
183	性犯罪に関し、被害直後の証拠保全が重要であることから、証拠採取・証拠保全の方法について、全国で統一したマニュアルを作成してほしい。	127	警察庁
184	被害者に対して手渡すパンフレットに、捜査関係者に対しての要望や意見に関する受付窓口・連絡先を記載し、寄せられた意見等から支援の充実に役立ててほしい。	139	警察庁 法務省
185	司法解剖について、解剖は遺族にとって辛い死因究明方法であることから、薬毒物検査やCT、MRI等のAi(死亡時画像診断)等の画像診断検査を専門家が行って死因診断をした上で、それでもなお必要がある場合に限り、最終段階として解剖の必要性を検討する仕組みとしてほしい。また、こうした仕組みを実効的に機能させるため、死因究明について一元的に対応する専門家からなる機関を設置してほしい。また、解剖を行う際には遺族の心情に十分配慮し、説明や相談を早期に行う体制を作ってほしい。	142	◎法務省 警察庁 海上保安庁 厚生労働省
186	司法解剖が行われる際、遺族に対する説明を早期に行う、遺体を取り扱う医療機関・大学病院においてガイドラインの作成や二次的被害を防止するための研修を行ったり、司法解剖後の遺体の取扱いについてできるだけ目立たないような縫合措置を講じたりするなど、遺族の心情に配慮した取組がなされるような施策を講じてほしい。		警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁
187	証拠品還付に際して、受領したくない被害者がいる場合には、被害者支援センターの相談員が代理で還付を受けて処分することができるなどの配慮をお願いしたい。	143 144	◎法務省 警察庁
188	交通死傷事故に関して、最新の裁判例等を把握し、検察官は現場の状況を自分の目で確認した上で事故の状況や起訴罪名等の判断を行ってほしい。	146 148	法務省
189	危険運転致死傷罪の適用について、安易に見送ることなく、総合的な状況を勘案して適切に判断してほしい。	147 148	◎法務省 警察庁
190	交通死亡事故に関しては、被害者参加の検討、弁護士の選任等、被害者等にとって必要な情報収集や検討ができるだけの時間を確保した上で、十分に捜査を行い、起訴を行ってほしい。例えば、四十九日法要も済まないうちに過失運転致死傷罪で起訴しないでほしい。	131 132 147	警察庁 法務省
191	交通事故捜査について、加害者の公正な処罰が行われることが被害者等の回復にも資することから、加害者に有利な供述を鵜呑みにすることなく、真相究明を行ってほしい。	147	警察庁 法務省
192	実況見分調書等の交通事故捜査で作成した書類は民事裁判でも重要な書証となり得るため、散乱物の位置、タイヤ痕等の計測記録、写真撮影等の証拠保全を行い、正確な記録を残すよう指導してほしい。	147	警察庁
193	事故捜査の検証においては、正確性の担保、警察の限られたリソース有効活用の観点から、民間調査会社への委託を検討してほしい。	147	警察庁
194	被害者等が民間調査会社に調査を依頼した場合、その調査で判明した結果・内容について、しっかりと受け止めてほしい。	147	警察庁

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する国民からの要望・意見

195	ひき逃げ死亡事故については、犯人特定の可能性を高めるため、複数の専門家による二次鑑定を行う制度を構築してほしい。	147	警察庁
196	心神喪失等で不起訴処分とする場合には、その判断の理由も含めて、被害者に説明してほしい。	151	法務省
197	DNA証拠を活用して犯人の似顔絵を作成するなど、DNA捜査を駆使して事件解決に繋げてほしい。		警察庁
警察や検察官からの被害者への情報提供に関する要望・意見			
198	検察官による犯罪被害者等との意思疎通や手続の経過や結果についての説明に関して、意思疎通や説明を一層円滑に行うため、検察官をサポートする心理専門家の同席を認める運用やそうした専門家を依頼・派遣するための手続・システムを構築されたい。	131 132	法務省
199	未送致事件についても、被害者に対して適切な情報提供をしてほしい。	145	警察庁
200	被害者連絡制度及び被害者等通知制度の運用を徹底するとともに、対象外の事件においても、これらに準じた運用を継続・拡充すること。	145 146	警察庁 法務省
201	捜査段階においても被害者の要望に応じて情報提供を行ってほしい。	145 146	警察庁 法務省
202	検察庁への送検時に、警察から被害者等へ過不足なく説明を行うべきである。	145	警察庁
203	検察官や警察官からの説明が不十分で不信感を感じる被害者がある。検察官や警察官からの説明は丁寧に行ってほしい。	145 146	警察庁 法務省
204	起訴前に検察官から被害者等に対して、起訴罪名(不起訴となる場合を含む)、その理由等について丁寧に説明してほしい。不起訴や「格落ち」での起訴の場合には特に丁寧な説明が必要である。	146 151	法務省
205	交通死傷事故に関して、事故の状況や起訴罪名の判断を副検事に任せず、検事が責任を持って担当し、丁寧かつ詳細に被害者等に説明してほしい。	146 148	法務省
206	不起訴事案等に関する適切な情報提供に関して、検察官からの説明等を一層円滑に行うため、検察官をサポートする心理専門家の同席を認める運用やそうした専門家を依頼・派遣するための手続・システムを構築されたい。	150 151	法務省
公判記録の謄写等に関する要望・意見			
207	被害者参加対象外の事件に関する事件記録の閲覧謄写が認められないとの誤解があるので、検察官に対して、被害者参加対象外の事件についても事件記録の閲覧謄写が認められることを通達等により明示してほしい。	130	法務省
208	起訴状の写しの交付が禁じられているとの誤解があるので、検察官に対して、起訴状の写しの交付が可能であることを通達等により明示してほしい。	130	法務省
209	被告人の身上経歴を記載した書面について、被害者等にとって重大な関心事であることを踏まえ、検察官に対して、一律に閲覧謄写を認めないのではなく、一定の場合には認められる旨の通達等を出してほしい。	130	法務省
210	控訴審における被害者参加による意見陳述のため、控訴趣意書の確認が必要であるところ、弁護人の意見によって控訴趣意書が確認できないことがある。少なくとも検察官の判断で交付が可能であることについて通達等により明示してほしい。	130	法務省
211	公判記録の謄写の無償化を実施してほしい。	130	法務省
212	裁判開始前に起訴状や公判前整理手続調書の確認ができず、また、公判記録の謄写について弁護人の意見回答が遅いケースがあり、公判準備に支障が生じている。犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律3条1項の「第一回公判期日後」及び「検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き」の文言を削除されたい。公判記録は、裁判上明らかになったものであり、意見聴取は不要にするべきである。	130 132	法務省
213	公判記録の謄写について、平日の開庁時間に検察庁に自ら行って、1枚1枚コピーをとる必要がある現行の運用では負担が大きいことから、少なくともコピーを容易にとれるよう原稿自動送り機能のコピー機を導入するほか、安価な方法で送達・郵送してもらえる手続を導入してほしい。	130	法務省
214	訴訟記録の閲覧期間を被告事件終結後3年以内としている刑事確定訴訟記録法4条2項2号の規定について、3年で区切るとは合理的ではない。刑事記録は公文書であり、国民の財産であるから、いつでも被害者等の状況に応じて閲覧を受け付けるべきである。仮に3年とするならば合理的な理由を国民に説明すべきである。	130	法務省
215	起訴前であっても、勾留請求のために裁判所に提出した証拠等、出せる範囲で証拠を開示してほしい。	146	法務省
216	起訴後保釈された場合には、被害者等の安全確保や損害賠償の観点から保釈条件や保釈金の額を知る必要性が高いことから、第1回公判期日前にも開示を行ってほしい。	146	法務省

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する国民からの要望・意見

裁判手続への参加等に関する要望・意見			
217	被害者に裁判への出廷を求める場合には、検察官と被害者の診療を担当している精神科医等との間で連携をとってほしい。		◎法務省
218	被害者等及び被害者参加弁護士が公判前整理手続に参加する権利を法律で定めるべきである。	132	法務省
219	基本計画に「裁判員裁判における公判前整理手続に被害者参加代理人弁護士が参加できる制度を設ける」との記載を盛り込んでほしい。	132	法務省
220	公判前整理手続に犯罪被害者及び代理人弁護士が参加できないことで、被害者側の準備面等において支障が生じていることから、同手続に犯罪被害者や被害者参加代理人弁護士が参加できるようにしてほしい。特に裁判員裁判においては審議が短期間に集中するため、参加の必要性が高い。	132	法務省
221	被害者参加制度対象事件に関して、現行の制度対象事件と同様に、加害者が犯行に至った理由や、事件の詳細を被害者が知りたいと考える一方、遮へい措置等がないことで一般傍聴のハードルが高い以下の犯罪について、被害者参加対象事件に加えてほしい。 ①ストーカー行為等の規制等に関する法律違反 ②私事性的画像記録提供等罪／いわゆるリベンジポルノ（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反） ③性的姿態等撮影罪等（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反） ④迷惑防止条例違反 ⑤児童福祉法違反 ⑥暴行罪、住居侵入罪（性犯罪、ストーカー犯罪において性的事実が訴因から落ちて当該罪のみでの起訴となる例があるため）	132 83	法務省
222	オンラインでの裁判傍聴を導入してほしい。	132	法務省
223	被害者による求刑意見の陳述と同様に、控訴検討の際にも被害者の意見を述べる機会を確保するとともに、控訴判断のプロセスを可視化するべきである。	135	法務省
224	刑事裁判への被害者参加時に、法廷への遺影の持ち込みを許可してほしい。		法務省
225	刑事裁判への被害者参加に関して、こどもの預かり支援や同居家族のケア支援（育児・家事負担の軽減）をしてほしい。		法務省
226	控訴審において、事実取調べの実施の有無にかかわらず、被害者による心情意見陳述ができるよう法改正をしてほしい。		法務省
227	二次的被害防止の観点から、裁判官による判決理由の説明を一層丁寧に行ってほしい。		法務省
228	被害者等の体力、記憶力等の観点から、起訴から初公判までの時間がかかり過ぎないように配慮してほしい。		法務省
刑の執行段階における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する要望・意見			
229	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、刑務所等の対応は被害者への配慮がされており、利用者は評価しているが、制度についての周知を一層行ってほしい。	156	法務省
230	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、被害者が自らの感情や思いを伝えられるような支援を行うとともに、加害者の言動による二次的被害を防ぐための支援も行う体制を構築してほしい。	154 156	法務省
231	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」や「仮釈放等審理における意見等聴取制度」を犯罪被害者等が安心して利用できるよう、犯罪被害者等の精神的状況等を適切に理解し、適切な支援を行うことができる専門性を有する者（精神保健福祉士や弁護士等）の同席等を促進してほしい。	156 158 163	法務省
232	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、刑事施設側から付添人の旅費を出してほしい。		法務省
医療観察制度に関する要望・意見			
233	医療観察法の目的に「被害者等の権利利益の擁護」または「制度に対する被害者等の十分な理解を得ること」を加えてほしい。		◎法務省 厚生労働省
234	第5次計画では、医療観察法の改正も含め、被害者等の権利利益に関する法制度の拡充を施策に加えてほしい。少なくとも成人同様に加害者の刑事責任能力を問うことができない少年審判と同程度には医療観察事件の被害者等の権利利益に関する法制度が整備されてしかるべきである。		◎法務省 厚生労働省
235	医療観察制度の中に被害者等の権利・利益の保護を位置付けるべく、被害者・弁護士・医療従事者等の専門家を構成員とする検討会を開催したり、被害者からのヒアリングを実施したりしてほしい。		◎法務省 厚生労働省

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する国民からの要望・意見

236	対象者が刑罰を受ける代わりに医療観察法による医療や観察等を受けて社会復帰することについて、被害者等から十分に理解を得られるようにしてほしい。	73	◎法務省 厚生労働省
237	刑事手続と比べ、医療観察手続においては被害者遺族が関与できないことから、加害者の責任能力が疑われる場合であっても、加害者と被害者が親族関係にない殺人事件については、被害者遺族が要望すれば原則起訴することとし、被害者の手続への参加を保障してほしい。また、起訴された加害者が責任能力なしとして無罪になっても、担当検察官に不利益な評価がなされないようにしてほしい。		法務省
238	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第46条第1項において、同法第40条第1項の規定により申立てを却下する決定(同項第1号に該当する場合に限る。)又は第42条第1項の決定が確定したときは公訴を提起することができないとされていることを見直してほしい。		◎法務省 厚生労働省
239	心身喪失の加害者による事件について、検察の不起訴処分に対する被害者の検察審査会への異議申し立てを審議対象として認めてほしい。		法務省
240	不起訴から医療観察入院までの手続の中で時間的に検察審査会への異議申し立てが難しいので、改善してほしい。		法務省
241	加害者に入院又は通院処遇審判が確定した場合であっても「不起訴相当」以外の検察審査会の議決が得られるようにしてほしい。「不起訴相当」の議決が出される場合には議決書においてその理由を丁寧に説明してほしい。		法務省
242	医療観察審判について、被害者等の傍聴のみならず、代理人弁護士や付添人(犯罪被害者支援団体の支援員等)等の傍聴を認めてほしい。		法務省
243	医療観察審判について、被害者等及び代理弁護士による参加を認めてほしい。		法務省
244	医療観察手続について、審判期日前の事前協議(カンファレンス)への被害者等の参加を認めてほしい。		◎法務省 厚生労働省
245	医療観察手続について、審判(当初審判、退院許可審判等)の期日において被害者遺族に心情等の意見陳述の機会を与えてほしい。		法務省
246	医療観察手続における被害者参加が進められるべきであり、その一環として、国選被害者参加弁護士制度のように、国費を投じて被害者をサポートする体制を構築してほしい。		法務省
247	医療観察手続について、 ・ 不起訴事件記録、医療観察事件記録、鑑定書等の記録の閲覧謄写 など、被害者等に記録の閲覧を認める制度を創設してほしい。	150 151	法務省
248	医療観察審判の結果を単に通知するだけでなく、裁判官、精神保健審判員、社会復帰調整官等から審判結果を説明してほしい。		◎法務省 厚生労働省
249	医療観察制度の対象者に関する情報提供について、被害者が申出のために保護観察所に行くことが必要とされており、手続的負担があることから、更なる負担の軽減が可能か検討してほしい。	73	法務省
250	医療観察制度の対象者に関する被害者への情報提供について、以下の点について内容の拡充を検討してほしい。 ①入院処遇中の具体的な処遇の状況についての情報提供 ②処遇を通じて、自身の加害行為や被害者に対してどのような認識を持ったかについての情報提供 ③処遇中の情報提供の頻度の拡大や被害者の要望に応じた情報提供 ④裁判所による退院許可決定があった場合の、退院前の事前の情報提供 ⑤裁判所による退院許可決定について、再犯のおそれが高いと判断された理由についての情報提供 ⑥医療観察法による処遇の終了時の事前の情報提供	73	◎法務省 厚生労働省
251	医療観察制度において、刑事事件の心情等聴取・伝達制度と同様、審判後の処遇時(入院中・通院中)に心情を伝達する(直接を含む)機会を与えてほしい。		◎厚生労働省 法務省
252	被害者・弁護士・医療機関等の専門識者の参加による「医療観察法被害者の支援に関する検討会」を開催し、刑法39条事案の被害者に対する情報提供の不作為解消のための根本的な法改正・運用改善を行うべきである。		◎法務省 厚生労働省
253	医療観察事件の対象者に社会復帰調整官がいるように、医療観察事件の被害者等の支援に当たる専門職を設置してほしい。		◎法務省 厚生労働省
254	医療観察事件被害者の再被害防止措置について、基本計画に盛り込んでほしい。	77 78	◎警察庁 法務省
その他の本重点課題に係る要望・意見			
255	交通死亡事故やひき逃げが増加していること、また刑事裁判では悪質な運転で被害者の生命を奪っても多くが過失で裁かれている現状を考えれば、交通事故を減らすために、点数制度において、違反に応じて点数を加算する足し算方式ではなく、全ての交通違反点数を合計した最大の数から違反行為の少なさに応じて点数を引く引き算方式とするなど、行政処分の厳格化を行うべきである。	147	警察庁

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する国民からの要望・意見

256	落ち度もないまま被害を受けたり命が奪われたりしたケースは交通「事故」ではなく、交通「犯罪事件」である。このことを認識した上で捜査に当たってほしい。	107 147 148	◎警察庁 法務省
257	飲酒運転防止のため、飲酒検知のみならず、アルコール・インターロック装置を車載するべきである。外国では、インターロックの装着を裁判官が命じたり、インターロックを導入することで罰金の額が減額されるなどの費用負担での工夫もみられることから、参考としてほしい。		警察庁 国土交通省
258	交通事故防止のため、運転手に「進入禁止」「止まれ」と示すのではなく、進行方向のみを示すような外国の例も参考にして、運転手にとって分かりやすく、パニックを誘発しにくい道路標識への変更を進めてほしい。		◎警察庁 国土交通省
259	後期高齢者による交通事故防止のため、免許更新に関して ・ 免許更新期間の短縮 ・ 免許更新制度へのアプリ等を活用した運転能力シミュレーションテストの導入 といった取組を取り入れてほしい。		警察庁
260	後期高齢者による交通事故防止のため、高齢者が運転せずに生活を営めるよう、 ① 高齢者が必要な時に運転せずに移動できる交通サービスの提供 ② 高齢者が医療機関まで移動せずに必要な医療を受けられる移動医療サービスの充実 ③ 食料品や日用品が購入できる移動販売サービスの拡充 を行ってほしい。		①国土交通省 ②厚生労働省 ③◎農林水産省 経済産業省
261	自動車運転死傷行為処罰法は、構成要件に解釈の余地が大きく、国民感情と運用との乖離が生じている事件もみられることから主観的要素の要件の緩和や、速度違反、飲酒、居眠り、脇見運転等の危険運転一般に適用可能な条項を設けるなどの改正を行ってほしい。また、過失運転致死傷罪(同法5条)については、死亡の場合の最高刑を引き上げ(12年など)、罰金刑は削除してほしい。		法務省
262	公訴時効は加害者の逃げ得を許す悪しき制度であることから、殺人、交通犯罪、重過失致死傷事件において時効を撤廃してほしい。		法務省
263	触法少年の年齢を14歳未満から、5歳以上に引き上げるべきである。		法務省
264	捜査特別報奨金制度について、報奨金の額が低いと情報提供をして命を狙われるリスクに見合わない可能性があることから、報奨金の額の上限を一律3千万円とするなど情報収集に実効ある対策を行ってほしい。		警察庁

第4 支援等のための体制整備への取組			
要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
条例制定等に関する要望・意見			
265	全ての市区町村には特化条例が制定されていないのが現状であるため、各警察署長からも働きかけてほしい。被害者等の居住地によって支援の格差が出ないような働きかけをしてほしい。	166	警察庁
266	犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、身近な市町村における総合的相談窓口等の整備を行い、生きるための生活支援等が、全国どこに住んでいても受けられるよう、犯罪被害に特化した市町村条例の整備を全ての自治体で推進してほしい。 また、条例がない市町村でも犯罪被害者等が支援を受けることができるように、県条例をもっと充実させ、市町村への補助や支援をしてほしい。	166	警察庁
267	条例未整備の市町村に対し、国がヒアリングするなどして、積極的な情報、ノウハウの提供や財政的な支援を行うべきである。 また、既に制定している自治体が改正に向けて条例の内容を比較検討できるようなポータルサイトを作成するべきではないか。この際、条例だけではなく、被害者支援に従事する組織体制、専門職の有無、予算も比較できるようにすることが求められる。	166	警察庁
地方公共団体や多機関ワンストップサービスに関する要望・意見			
268	地域や担当者による格差をなくすため、国から現場で何をすればいいの指針等を出して明確に指示してほしい。そのための必要な予算、要員を育成するための具体的な計画を考えてほしい。また、被害者支援の現場の困り事や悩んでいることなどを吸い上げ、現場にフィードバックしてほしい。	166	警察庁
269	多くの地方自治体が過失犯罪を支援制度の対象から外している。相談だけなら受ける、という自治体がどれくらいあるのかも不明である。全国のすべての自治体を対象に調査し、現状を把握し、自治体間の支援内容の差異をなくしてほしい。過失犯罪を見舞金支給の対象外をしていることの是非について検討してほしい。	166 168 17	警察庁
270	過失犯罪や詐欺に関する国や地方公共団体による支援制度が少なく、支援センター等において支援をほとんど受けられていない現状があるため、支援状況・支援制度の調査や先進的取組の紹介などにより、過失犯罪や詐欺の被害者に対する支援制度を充実させてほしい		警察庁
271	多機関連携を促進するため、被害者支援連絡協議会を条例に明記するとともに、その構成員に守秘義務を課すことを盛り込むべきであり、さらには、協議会の下に具体的な支援に従事する「実務者協議会」的な組織も設置すべきである。	166	警察庁
272	連絡協議会が多機関ワンストップサービスにおける支援調整会議の役割を果たす、あるいは連絡協議会の下に支援調整機能を果たす組織を持てばよいのではないかと。	166 168 183	警察庁
273	自治体によって統計方法が異なるため、統一した統計方法を国が示してほしい。	166 167 168 170	警察庁
274	自治体による支援は、地域間格差が大きい。国や都道府県が連携して、自治体間での支援の格差が広がらないよう取り組み、犯罪被害者や遺族が支援の難民にならないように配慮してほしい。	166	警察庁
275	遺族や被害者になってしまった人を支援する窓口が理解・周知されていないため、専門職員が必ずいる国レベルの窓口を整備して欲しい。被害者に継続的な支援を行っていくために区市町村の総合的対応窓口のさらなる強化を図ってほしい。機能強化のための国による取組が引き続き必要である。	167 168	警察庁
276	犯罪被害者等の相談窓口を周知してほしい。また、不安を解消するために、行政の相談窓口における匿名性の確保の取組について周知してほしい。	167	警察庁
277	被害者支援では夜間の相談が多いため、各都道府県で土日及び夜間にも相談を受け付ける窓口を設けてほしい。性犯罪には24時間対応の相談窓口があるが、その他の犯罪被害者や遺族にはないため、24時間相談に専門的に対応できるようにしてほしい。	168	警察庁
278	地方公共団体における総合的対応窓口には、福祉専門職が配置されていない部署に設置されていることが多いと。庁内において犯罪被害者支援の周知、福祉専門職が配属されている部署との連携を強化し、人材の確保と活用を進める必要がある。福祉専門職の配置には、国からの地方財政措置等を行うべきである。	168 169	◎警察庁 総務省
279	コーディネーターを各都道府県に配置できるよう、人材確保や補助金のような予算措置について国で施策を講じるほか、コーディネーターへの研修、コーディネーター間の交流のための会議の設定やマニュアルの作成、相談できる警察庁の専門職の活用をしてほしい。また、都道府県配置のコーディネーターの活用を国から働きかけてほしい。	168	警察庁
280	犯罪被害者等支援コーディネーターについて、社会福祉士・精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者の配置を充実することを加えてほしい。	168	警察庁

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
281	被害直後からの行政サービス利用等の手続のため、警察と区市町村の総合的対応窓口との連携についてシステムを構築してほしい。	169 182	警察庁
282	警察や被害者支援センターから総合的対応窓口への情報提供を迅速に行うため、先進的取組の紹介、総合的対応窓口の機能について警察や被害者支援センターも理解するための研修等の施策を講じてほしい。	182	警察庁
283	犯罪被害者が最初に接するのは警察であるため、早期に支援につながるよう、警察において被害者支援を行う人や団体、窓口があることを必ず説明するように徹底してほしい。	182 220	警察庁
284	警察、各都道府県犯罪被害者支援センター、自助グループ等多様な団体が連携し、情報共有、相互紹介機能を強化することで、犯罪被害者が主体的に色々なサポートを選べるように案内してもらいたい。また、各機関が職責や目的をより深く理解し、連携の質を高める取組をしてほしい。	169 170 182 183 184	警察庁
285	「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」のとりまとめに関する施策が反映されるようにしてほしい。職業安定所、労働基準監督署等の労働関係の機関との連携も重要であることにも配慮してほしい。		◎警察庁 厚生労働省
286	警察、行政及び早期支援団体(支援センター)と犯罪被害者の当事者団体の連携を強化してほしい。	182	警察庁
287	施策番号170の犯罪被害者等支援に関する「コンタクト・ポイント」については、相談窓口とするべき。	170	警察庁
288	多数の被害者が発生した場合に広域的に支援体制を結集・確立するための自治体間の協定の整備や支援要員を動員するための予算の確保、基本的に都道府県単位で活動している民間団体の支援員の広域的動員のための制度整備を検討してほしい。	170	警察庁
289	被害の内容等によって居住する市町村や都道府県に相談しにくい場合の他の自治体への相談体制の整備を検討してほしい。	170	警察庁
290	都道府県と市町村との役割分担が十分理解されていないため、明確に示し、都道府県と市町村間、市町村間の連携を促進してほしい。	170	警察庁
291	県警から地方検察庁への送付書類に、県の早期援助団体(支援センター)へ周知済みのチェック項目を追加したことにより、警察からセンターへの情報提供が進んだ事例があることから、この仕組みを全国に広めてほしい。	182	◎警察庁 法務省
292	施策番号183について、被害者支援連絡協議会等における具体的な事案に応じた対応力の向上は、「図る」ではなく「向上させる」などの文言に修正してほしい。 施策番号187について、指定被害者支援要員制度の積極的な活用は、「図る」ではなく「活用させる」、また、必要な知識等についての研修、教育等の充実が「努める」ではなく「充実させる」などの文言に修正してほしい。	183 187	警察庁
293	当事者の声を届けるため、「被害者支援連絡協議会」「被害者支援地域ネットワーク」への自助グループの参加を積極的に推進したり、支援関係機関と当事者団体等の連絡協議会を開催するなどしてほしい。	183	警察庁
294	地方公共団体における福祉専門職の活用及び連携・協力にあたり、被害者支援連絡協議会のメンバーとして職能団体の長に参加を求め、福祉専門職全体へ被害者支援の理解を浸透させていくことが望まれる。 また、現場の職員が架空事例等を用いた研修を定期的に行う場における支援コーディネートやケアマネジメントの知見を持った福祉専門職のスーパーバイザーの配置を職能団体と連携して進めてほしい。	169 183	◎警察庁 厚生労働省
地方公共団体以外の個別の機関・支援関係者ごとの要望・意見			
295	被害者が依頼した弁護士とトラブルになった場合の弁護士に関する相談窓口を被害者に周知してほしい。また、詐欺被害の回復が困難であるにもかかわらず、事件を引き受ける弁護士について注意喚起をしてもらいたい。	203	法務省
296	犯罪被害者の診察・治療について、優先的に犯罪被害者を早急に診察・治療するなどの診療体制をつくってほしい。	215	厚生労働省
297	女性医師やPTSDを専門に治療する精神科医にすぐにつながるような診療体制や犯罪被害者専用の精神科・クリニックを設けてほしい。	215 216	厚生労働省
298	被害者支援における警察の対応の好事例や悪例を警察官に周知し、支援に活かしてほしい。	217	警察庁
299	「被害者の手引」について、持ち歩きたくない、紛失してしまう、見たいときに確認できないなどのデメリットがあるため、スマートフォンのアプリとすれば、こうしたデメリットを解消できる上、随時被害者に必要な情報を知らせることやオンライン手続等も容易となるため、アプリで提供してほしい。	139 218	警察庁
専門職の活用に関する要望・意見			

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
300	犯罪被害者等の支援をより充実させ、必要に応じて捜査や公判段階、心情聴取・伝達制度の際の心理的サポート等に公認心理師を活用するため、犯罪被害者等支援条例に都道府県公認心理師職能団体との連携を明記してほしい。	166 169	警察庁
301	犯罪被害者にとっては、福祉的なサポートと法的なサポートが必要であることから、 ①精神保健福祉士や社会福祉士といった専門的知見を有する人を被害者支援に活用してほしい ②弁護士からのアドバイスを受けやすくする仕組みを構築してほしい	169 203 204	①警察庁 ②法務省
302	施策番号169の専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化について、働き掛けではなく、専門職を活用するようにさせる、としてほしい。	169	警察庁
303	信頼を築いた支援員が継続的に被害者をサポートすることが、被害者に大きな安心感を提供することから、各都道府県や警察に、異動しない専従の被害者支援専門員を配置するとともに、被害者の理解を深めるための教育をしてほしい。	107 169 171 187	警察庁
304	犯罪被害者等支援に公認心理師の専門性を活かすとともに、犯罪被害者等支援に関わる公認心理師の養成を確実にするため、警察の被害者支援室、犯罪被害者等早期援助団体等の支援機関に公認心理師の必置(常勤化)を盛り込んでほしい。	169 181 15	警察庁
305	犯罪被害者支援センター及び性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに、臨床心理士・公認心理師の配置を拡充してほしい。	59 181	内閣府 警察庁
306	被害直後に警察の事情聴取を受けたり、実況見分に立ち会ったりすることは、被害者にとって多大な苦しみであり、被害者のケアを行い、ストレスを少しでも軽減させるため、警察署内にカウンセラーを配置してほしい。	187 107 15	警察庁
307	施策番号195について、被害者支援員と犯罪被害者等支援に関する機関・団体等との連携・協力の充実・強化は、「図る」ではなく「連携強化を行う」などの文言に修正してほしい。	195	法務省
308	検察庁において、再犯防止のための福祉的対応に加え、被害者対応を専属で行う福祉専門職の配置を行ってほしい。また、検察庁の被害者等支援は期間が制約されるため、被害者支援センターなど継続的な支援につながる体制整備してほしい。	195	法務省

支援者や被害者への情報提供に関する要望・意見

309	特に、保険証の利用、公営住宅の優先入居、生活保護の収入認定は、知識不足や誤解が深刻で不適切な対応もある。例えば犯罪被害における健康保険証の利用に係る第三者行為手続に被害者の念書が必要と誤解していたり、被害者や支援者が医療機関に主張しても通らないと考えていることもある。そのため、支援者が国による各種通知をインターネット上で確認できるよう、国のウェブサイトに関連通知一覧を掲載するなど、国の施策の情報提供を充実させてほしい。	171 225	警察庁
310	全国の地方公共団体の支援制度をとりまとめた詳しい情報がないことから、特に被害者のニーズの多い支援制度については、全ての地方公共団体に制度の有無や実績等を調査し、情報を得られるようにしてほしい。国において地方公共団体に関する調査の実施や先進的自治体の紹介の等の情報提供に関する施策を充実させてほしい。	171 168	警察庁
311	犯罪被害者に正しい情報を提供し、支援員の教育にも役立つため、様々な分野や機関による支援情報がわかる冊子等を作成してほしい。		警察庁
312	犯罪被害に理解のある医療機関について自治体が把握していないことから、周知に取り組んでほしい。	215 216	厚生労働省
313	犯罪被害者・遺族が自治体の総合的対応窓口にご相談すれば、精神保健センター・保健所などと連携するなどにより速やかに診療を受けられる体制を整備してほしい。	215 216	警察庁
314	司法、警察関係者へ各都道府県の支援サービス内容の周知・研修をしてほしい。	184 187 196	警察庁 法務省

個別の被害者・被害類型ごとの要望・意見

こども			
315	施策番号179の性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実は、「積極的な連携を促進する」のではなく、連携するようにさせる方向に文言を修正してほしい。	179	文部科学省
316	性被害や被害者支援に関する教職員の理解の向上のための研修や周知・啓発等の取組をしてほしい。また、教職員に性被害を認知した場合の対応について指導するほか、性被害対応のマニュアル化をしてほしい。	53 54 179	文部科学省

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
317	児童・生徒の性被害に関する問題は、本人たちはもとより、保護者や教育関係者にとっても避けては通れない問題であるため、地方の教育関係の被害者支援担当窓口を明確にし、関係者の意識改革を図るよう指導してほしい。	179 211	文部科学省
318	性犯罪の被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進してほしい。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと学校・教育委員会がより緊密に連携していける体制を強化する必要がある。	53 54 59 179	◎文部科学省 内閣府
319	学校で性暴力被害を受けた場合、加害児童の権利を護ろうとするため、被害者が我慢を強いられたり、被害者が引き続き教育を受ける権利も保障されないケースもある。国が主導して対策を講じてほしい。	179	文部科学省
320	警察に届け出なくても少年サポートセンターの支援を可能としてほしい。また、少年サポートセンターの体制も、各都道府県によって異なるため、支援体制の現状把握をし、地域による格差をなくしてほしい。	186	警察庁
321	児童生徒を対象とした対面による行政の相談窓口の開設時間を、児童生徒が放課後等に相談しやすい時間帯に設定してほしい。	53 54 186	警察庁 こども家庭庁 文部科学省
322	児童相談所は、18歳未満の少年の主要な支援機関として、職員の増員等を図りながら、少年への支援を徹底してほしい。	48 97	こども家庭庁
323	交通事故により障害を負いながら復学する場合、学校の協力体制は必須である。また被害者家族となったきょうだいは、本人の容体の心配、家庭環境の変化等、心身ともに大きな負担を強いられるため特別な配慮をしてほしい。	211 212 213 214	文部科学省
324	犯罪被害者のきょうだいの支援が進んでいない。犯罪被害によりきょうだいを亡くした子供たちへの支援の拡充を求める。 ①きょうだいに対する被害者支援の中で二次的被害を生むことのないよう、親や被害者支援に携わる者が犯罪被害者のきょうだいが置かれた現状や二次的被害についての知識を得て、安心して相談できる体制を構築してほしい。 ②きょうだいの支援は、親の子育て支援ときょうだいの支援の両輪で、教育部門、福祉部門、医療関係と連携が必要である。実際の困りごとや問題を親を通してではなくきょうだいに聞きながら支援してほしい。 ③きょうだいの支援に当たっては、自分の意思で関わることのできる担任の先生が、子供の困り事に気づいた上で支援につないでほしい。子供を支援する上でのスキルアップも大事である。 ④加害者や事件関係者の親族等と遺族が同じクラスになることがないようにしてほしい。	214	①② ◎警察庁、こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省 ③④ 文部科学省
325	被害少年等の心身の不調における欠席については欠席扱いしないようにしてほしい。また、二次的被害等で不登校となったこどもの教育支援が行き届いていないため、ネットでこどもの教育をサポートする民間団体のような支援を国や都道府県で実施してほしい。	214	文部科学省
性犯罪・性暴力・DV			
326	離婚後共同親権の導入に伴い、法律や制度への理解が十分でないことによりDV被害者がより危険な状況になってしまう可能性もあるため、地方公共団体での被害者支援にあたっては、離婚後共同親権に関する正しい知識が共有される研修が必要である。	180	◎内閣府 法務省 厚生労働省
327	男女共同参画センター等におけるいわゆる「離婚講座」等や法律相談、DV等に関する講演会について、問合せや開示請求等により萎縮、後退と取れる対応が生じていることから、DV被害者らが孤立し追い込まれることのないよう、自治体に対して情報提供、注意喚起を行ってほしい。	180	内閣府
328	自治体におけるDVの支援措置や相談証明書発行について問合せ、開示請求等が行われることにより、関係者の個人情報提供が提供されてしまった例や、不必要に統計等が提供されてしまった例がある。また、支援措置に係る審査請求や訴訟提起が自治体担当者への圧力となっており、こうした状況に対して、自治体が組織として適切に対応し、個々の担当者、DV被害者が守られるよう対応してほしい。	86 180	内閣府 総務省 厚生労働省
329	男性の性犯罪被害・DV被害について、関係機関の対応など、理解の促進が進んでいないと思われる。例えば、内閣府が行っている「女性に対する暴力をなくす運動」があるが、男性に対する暴力被害はよほどの捉え方をする人いることから、国において、男性被害者と女性被害者を同列に扱うようにしてほしい。		内閣府
330	施策番号213の教育委員会と関係機関・団体との連携の関係機関にワンストップ支援センターを含め、より緊密に連携していく体制を強化する必要がある。	213	◎文部科学省 内閣府
331	デジタル性暴力被害は、被害直後からの総合的な支援と分野横断型の支援が必要であり、「ワンストップ支援センター」「犯罪被害者支援センター」ではなく、デジタル性暴力に特化した支援体制を検討してほしい。		内閣府 警察庁
332	民間事業者が行っているハッシュ値による盗撮やリベンジポルノ等の性的被害画像の削除について、国や警察が主体となって実施してほしい。		◎警察庁 総務省

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
333	SNSでパパ活等に関係すると思われる投稿に警察関係のアカウントから警告のリプライをつけているように、盗撮やリベンジポルノと思われる関係の投稿にも同様の対応してほしい。		警察庁
334	盗撮やリベンジポルノの通報を警察に行う際には、夜間でも適切に対応してほしい。また、通報の際、被害画像や動画がのっているページのURLを電話ごしに口頭で伝えるのはミスに繋がりがかねないため、コピーアンドペーストでURLを送付できるウェブフォーム等の手段を拡充してほしい。		警察庁
335	インターネット・ホットラインセンターのガイドラインでは、被害画像に関するものでは児童ポルノに限定され、盗撮関係は範囲外になることから、ガイドラインにおいて、性的被害画像や動画の範囲を広げてもらいたい。		警察庁
336	デジタル性暴力は被害が潜在化しやすく、支援の困難さがあることから、警察、ワンストップ支援センター、犯罪被害者支援センターにおいて、 ・デジタル性暴力の被害者が置かれている状況 ・警察等に認知されていない犯罪の件数(暗数)を含め、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているのか ・各都道府県警察とMetaとの連携状況 ・性犯罪に利用されている媒体がInstagramなどの海外の会社であるため警察にて対応してもらえなかったケースや事件化等が可能となったケースが何件あるか ・現在デジタル性暴力の支援の現場においてどのような様な困難事例があるかの調査研究をしてほしい。	228 229	内閣府 警察庁
337	性犯罪を受けた男性・男児のケアは重要であることから、施策を検討する前提として、潜在化している性犯罪被害者(男性、障害者、LGBTQ IA+等)を対象とした調査によって当事者のニーズ把握を行ってほしい。	228 229 230	内閣府 警察庁 法務省
売春			
338	売春防止法に係る女性が、再び売春の場に戻ることをないよう、精神的な医療、カウンセリング等の支援に繋いだり、就労支援が受けられるようにしてほしい。		◎厚生労働省 内閣府
339	路上での売春等を行うことも・若年女性については、その背景に虐待、いじめ、性暴力等の被害や発達障害・知的障害等の困難を抱えているなどの事情があり、脆弱な立場にあることから、警察が接点となり懲罰的なアプローチを取るのではなく、原則的には民間団体のアウトリーチ活動で担われるべきであり、警察はその後方支援として安全確保と緊急対応に当たるべきである。また、警察が一次的な接点となった場合においても民間団体と連携し引き継ぐようにしてほしい。		警察庁
インターネットにおける誹謗中傷等			
340	犯罪被害者へのネット誹謗中傷に特化して、国全体で対策してほしい。被害者自身が法的措置を取るのは過大な負担であるため、相談体制や法律相談をはじめとする支援制度の充実を力を入れてほしい。	194	◎総務省 法務省
341	被害者がネット誹謗中傷による二次的被害を受けないために、官民一体による書き込みの削除や、ネガティブワードブロック等で誹謗中傷から守る措置を確立してほしい。 また、ネット誹謗中傷が犯罪行為であり、被害者に甚大な精神的被害を与えることを広く国民に周知するための教育・啓発活動を強化してほしい。特に学校教育の一環として、ネットリテラシー教育や道徳教育をより推進し、若年層からの意識改革を図ってほしい。企業や自治体においても、従業員や住民に対する教育・啓発活動を実施してほしい。	194	◎総務省 法務省 警察庁 文部科学省
交通事故被害			
342	自転車事故の被害者の相談窓口を周知徹底するなど、自転車事故の被害者支援を充実してほしい。	188	警察庁 法務省 国土交通省
詐欺被害			
343	金融機関が被害者に対して振り込み詐欺救済法に基づく被害回復分配金の案内を行う際に、他の被害回復のための手段を聞かれることから、詐欺被害者向けの各種相談窓口を広く周知してほしい		警察庁 金融庁 法務省
犯罪被害者やその家族以外			
344	家族、遺族以外の犯罪被害関係者(相談を受けた友人・知人、目撃した関係者)に対しても、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや、被害者支援センターの利用を含めた、適切な支援が提供されるようにしてほしい。		◎警察庁 内閣府
民間団体等による支援に関する要望・意見			
345	多様な犯罪被害者の交流の場を設け、様々な機会を通じて多くの被害者に周知してほしい。また、家族会等への参加は心のケアの一助となり、貴重な情報を得ることができることから、被害に遭った初期の段階で紹介するほか、被害者団体や自助グループの紹介を充実してほしい。	224 245	警察庁

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
346	自助グループへの交通費等の支援や支援センターや専門家による自助グループの支援等をしてほしい。裁判や生活の支援をしている小規模な団体に対しても、センターや警察等が関わり、研修やスキルアップができるようにしてほしい。	224 242 245	警察庁
347	性暴力サバイバーがピアサポートグループを開催するときは、公共施設の会場費用の無料化、チラシやホームページの作成、団体運営に関する相談や助成等を国や地方公共団体に行ってほしい。また、ピアサポートグループにおいて、臨床心理士、精神保健福祉士等の臨床家によるスーパーバイズをしてほしい。	63 224	内閣府 警察庁
348	自助グループの集会は、支援対象層を偏りなく広げ、希望者が誰でも参加できるよう、平日だけでなく夜間や休日の開催、多数回化により充実してほしい。	224	警察庁
349	社会活動をしている遺族が心ない誹謗中傷等や被害の再体験によりつらい思いをすることがあることから、こうした方が支援を必要とする場合の体制を構築してほしい。	224	◎警察庁 法務省
350	計画では当事者のグループを自助グループと呼んでいるが、自助グループは「公的な支援を受けないグループ」と誤解されることから、ピアサポートグループとして記述してほしい。	224	警察庁
351	外国人犯罪被害者等を民間団体が支援する場合の通訳人や財源の確保を国で主導してほしい。外国人被害者等の通訳の養成をしてほしい。		警察庁
352	支援センターの支援員や専門家を雇用するための人件費について国の財政的援助を検討してほしい。	242	警察庁
353	各支援センターの支援がどのように行われているのかの実態調査を警察庁が行い、全国被害者支援ネットワークの機能拡充や、支援センターへの必要な支援をしてほしい。	242	警察庁
354	活動支援に要する経費及び直接支援業務や相談業務の委託に要する経費は、都道府県警察補助金を受けているがその支援額は十分とは言えず、直接的支援に係る費用を要望する。国による民間被害者支援団体に対する財政援助として、相談業務の委託に関する経費等、毎年同水準の予算措置がされているところであるが、具体的な財政援助の内容(援助先や用途、金額など)を確認の上、適正な予算措置を図り、民間支援団体に援助が確実に届き、団体の財政基盤に充当されるようにしてほしい。	242	警察庁
355	被害者支援センターの相談支援事業について、国からの補助金事業としてほしい。電話相談について、24時間体制の実現のため、全面的に公的支援をしてほしい。	242	警察庁
356	資金の安定は継続的な支援を行うために不可欠であり、センターへの助成金等を自治体に義務化してほしい。支援センター設置場所について、公的な施設が提供されるよう、自治体に努力義務を課してほしい。	242	警察庁
357	民間被害者支援団体の公的側面が顕著な支援活動に関しては、公的機関から支援や財政的な弁償がなされるべきである。例えば、刑事裁判において、被害者の出廷が求められ、被害者の精神的負担を踏まえて裁判官や検事から民間団体に対して付き添い要請がある場合などは、支援員に対して実費弁償がされるべきである。また、警察が事実上を行っている支援活動ではあるが、自治体や国が負担すべき業務がある。例えば、被害者等が被害者参加制度を活用する場合、被害者の安全の確保等が必要であれば警察の業務ともいえるが、裁判にとって必要な活動の費用は国が負担すべきである。このように支援活動とそれに伴う負担の関係性や在り方について整理検討するべきである。	242	警察庁 法務省
358	民間団体のオンライン相談について、セキュリティの確保や所要の制度整備を措置し、施設外でのPC、スマートフォン、タブレット等を活用した相談受理を実現してほしい。	242	警察庁
359	被害者支援センター及びワンストップ支援センターの経済的基盤は脆弱であり、多くの相談員が、十分な給与のないままに働き、相談員の数自体も不足している。被害者等が十分な支援を受けられるために、被害者支援センター及びワンストップ支援センターに国から十分な助成を行ってほしい。	242 59	内閣府 警察庁
360	被害者団体の人材確保への支援や助成をしてほしい。現在、国交省は、相談電話を開設することで予算措置しているが、交通以外の被害者の相談に来るので、その部分については結局手弁当で行っている。ボランティアの交通費、事務作業を行っているスタッフの人件費についても助成してほしい。	242	警察庁
361	計画において、被害者団体への支援も明記してほしい。	242	警察庁
362	男性サバイバーを支援する民間団体の育成を経済的に制度的に支援してほしい。	242	内閣府 警察庁
363	被害者遺族を支援する事業に対する助成をしてほしい。	242	警察庁
364	引き続き「預保納付金の活用」を計画に記載し、犯罪被害者等支援団体への助成事業の実施が継続されるようにしてほしい。	244	◎金融庁 財務省 警察庁
365	犯罪被害者等支援弁護士制度が創設された後も、民間の支援センターが不要という認識とならないように配慮してほしい。	246	警察庁
366	各都道府県の被害者支援センターの支援内容、人材(人数)や財政の状況などの支援体制等の実態を国が把握し、被害者にもわかりやすく公表してほしい。	248 249	警察庁

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係省庁
中長期的な寄り添い支援に関する要望・意見			
367	加害者に保護観察官や保護司がつくのと同様に、犯罪被害者等に寄り添ってくれる人的組織の創設を求める。事件発生直後から刑事手続が進んだ段階、また、回復期など、犯罪被害者がかかわる全ての場面において、犯罪被害者を個別に担当する、伴走型でシームレスな支援を行う人を置く制度を創設し、国が責任を持って、地方自治体に委ねる場合は地方交付税交付金措置を伴う被害者支援に当たってほしい。		警察庁
368	未成年時に被害を受けた被害者や加害者が長期刑の被害者等、年数の経過した後に相談支援を必要とする被害者をも想定して支援制度が作られるよう、国の各種制度の見直しや地方公共団体ほか関係機関・団体の各種制度の拡充を促進してほしい。		警察庁
369	重点課題の中に殺人事件遺族への長期にわたる寄り添い支援の必要性を明記するとともに、被害者支援センターの役割に殺人事件遺族に対する精神的被害軽減、長期にわたる寄り添い支援を明記し、そのための体制整備、都道府県等による支援強化の必要性を明らかにしてほしい。基礎自治体の支援においても、殺人事件遺族の長期にわたる支援が重要な対象となることを明記してほしい。		警察庁
被害直後の支援に関する要望・意見			
370	交通事故の場合も含め、病院から連れて帰る際や、告別式の準備など、遺族は直後から相談先を必要とするため、支援をしてほしい。		警察庁
調査研究・研修の充実に関する要望・意見			
371	被害者支援を充実させるため、支援にたどり着けなかった犯罪被害者や御遺族の声を拾い上げるアンケートなどにより、その状況を確認していく必要がある。誰も取り残されない支援を目指すためにも、こうした点にも意識を置いてほしい。	228	警察庁
372	施策番号230を強化し、障がいのある犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施し、施策に反映してほしい。刑法第177条「不同意性交等」で「心身の障害(略)があること」や、第248条「準詐欺」等の件数を公開してほしい。法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」別紙同様、裁判及び不起訴事案に占める、被害者に障がいのある件数を、定期的に公開してほしい。	230	法務省
373	国、地方公共団体において、欧米の先進国と同じ性暴力の基準で、専門的な研修を受けた調査員により、男性、女性、LGBTQのジェンダー別の性暴力サバイバーの量的・質的調査を行ってほしい。	229	内閣府
374	調査研究の推進において、医療観察事件被害者等の状況把握・医療観察法対象者の実態調査を追加してほしい。	230	◎法務省 厚生労働省
375	殺人事件遺族には肉親の死亡による悲嘆に加え、PTSDの症状がある場合もあり、その他の被害者とは異なるカウンセリング・治療が必要となるが、広く用いられている技法は存在していないことから、殺人事件遺族を主な対象とする技法の調査研究と普及を推進してほしい。	231	厚生労働省
376	施策番号233について、実践的・専門的な教育等の充実を「図る」ではなく、「充実させる」などの実効性ある表現とし、継続的・段階的な実施とする文言としてほしい。	233	警察庁
377	施策番号236について、配慮に関する科目の内容の一層の充実を「図る」ではなく、「充実させる」などの実効性ある表現とし、継続的・段階的な実施とする文言としてほしい。	236	法務省
378	施策番号238について、研修の充実を「図る」ではなく実効性のある文言に変えてほしい。	238	こども家庭庁
379	施策番号239について、研修の実施に「努める」ではなく実効性のある文言に変えてほしい。	239	警察庁
380	民間当事者団体による交通事故被害者救済活動継続のため、研修等の支援をしてほしい。	240	国土交通省
381	潜在化しやすい被害者や被害類型についての実態把握や施策の検討のほか、国及び地方公共団体には、支援に係る人材の養成及び資質向上も求められていることから、総合的、学際的、組織横断的に調査研究や人材育成を行うための「犯罪被害者支援研究・研修センター」(仮称)の設置を検討してほしい。		警察庁
382	当事者の支援員を増やすとともに、育成していくことが必要であり、地方では条例の内容や支援者のレベルに格差があるのでスキルアップをしてほしい。支援員の育成については、警察庁やネットワーク主催の研修、各ブロック内の研修も、継続的に実施してほしい。	242 181 240	警察庁
その他の本重点課題に係る要望・意見			
383	高齢者の危険な運転等について、被害防止の観点から通報するため、匿名で通報し、すぐにナンバー等から確認してもらうような仕組みをつくってほしい。	184	警察庁

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係省庁
384	<p>現行の公益通報者保護制度は、企業犯罪や労働関係の問題に重点が置かれ、企業・行政機関以外の機関・団体が必ずしも視野に入っているとは言えない。保護される対象者も労働者等であり、それ以外の組織構成員等は対象となっていない。また、組織構成員間の犯罪に目が向けられているとも言い難い。潜在的な被害者の視点から見て十分に機能しているのか否かを検証してほしい。</p>	227	消費者庁
385	<p>電磁波を利用した攻撃や不特定多数の人間からつきまとわれる・嫌がらせをされるなどの被害を受けているので、実態把握や規制をしてほしい。</p>		—

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係省庁
こどもに対する教育に関する要望・意見			
386	こどもの成長過程において生命の尊さや犯罪被害に遭うことはどのようなことなのかについて学ぶことは特に重要である。道徳教育等の学校教育を徹底してほしい。また、犯罪被害者等の講演が生命の尊さや人権の重要性を学ぶ貴重な機会であることを再認識し、活用の重要性を教育現場や保護者に広げてほしい。	250 251 252 253 254 255 256	◎文部科学省 警察庁
387	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づく、「生命の安全教育」について、必ずしも教育現場に浸透していないことから、全ての学校で子ども達が性犯罪・性暴力についての理解を深めるよう、児童・生徒の発達段階に応じて適切に実施し、潜在化した被害の申告・相談につなげてほしい。また、ユネスコの提唱する「包括的性教育」の導入も検討してほしい。	254	文部科学省
388	学校における「生命の安全教育」や「法教育」の実施に当たっては、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家を養成し、アドバイザーとして各学校に派遣するなどの好事例を全国で共有し、さらに推進してほしい。	254 257	法務省 文部科学省
389	犯罪被害者遺族の経験を通じた命の大切さについて、若い世代に理解してもらえよう、「命の大切さを学ぶ教室」を引き続き実施してほしい。	256	◎警察庁 文部科学省
390	「命の大切さを学ぶ教室」の講演内容等をテーマとする「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールにおいて、優秀作品を表彰することは御遺族の講演内容のランク付けにもなりかねないため、止めるべきである。	256	◎警察庁 文部科学省
391	法教育の実施に当たっては、海外における教育内容も参考にしてほしい。	257	法務省
広報啓発全般に関する要望・意見			
392	犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、被害者等の現状や被害者支援に関する周囲の理解が必要であることから、各府省庁が連携して、広報・啓発を強化・推進してほしい。	256 259 260	警察庁 内閣府 法務省 厚生労働省
393	学校や地域で毎年実施されている「社会を明るくする運動」では、罪を犯してもやり直せることを国民に広報している。しかし、同時に、一度でも罪を犯すことで苦しんでいる被害者が出ていることも伝えなければ誤ったメッセージとなる。人を殺すこと、傷つけることはしてはいけないことであることを社会全体で共有してほしい。	260	◎法務省 警察庁
394	被害者支援に関する広報・啓発を更に推進するためには、まずは目をとめてもらう必要があることから、被害者支援シンボルマークの「ギュっとちゃん」の他にもっと目にとまるような新たなシンボルマークを作成するなどにより、適切な情報にたどり着いてもらう工夫が必要ではないか。	260	警察庁
395	犯罪被害により壊れてしまった家族関係の修復は非常に難しく、長期的な支援が必要であるが、まずは、被害後に生じる家族関係の修復の難しさについて啓発を行うことが重要である。	269	警察庁
交通事故の被害に関する要望・意見			
396	交通事故被害者も犯罪被害者等であることを国民に広く周知してほしい。	266 276	内閣府 警察庁
397	交通事故は多くの場合、保険会社が加害者本人に代わり損害賠償を担保することになるため、加害者本人の償いの気持ちは見えない。安全運転に繋げるため、交通事故による被害者とその家族の苦しみを周知してほしい。	266 276 277	内閣府 警察庁
398	飲酒運転による交通事故被害を減らすために、アルコール依存症の治療やアルコール依存症に陥りやすい職業・生活習慣のある方への啓発を進めてほしい。	276 277	厚生労働省
399	交通事故に関して、事故発生件数の増加、死者数の増加、飲酒運転発生件数の増加、ひき逃げ件数の増加等、様々なデータを国民に分かりやすく周知し、社会全体で交通事故ゼロを真剣に目指す気運を高めてほしい。	278 279	◎警察庁 内閣府